

令和 3 年第 4 回定例会

# 九十九里町議会会議録

令和 3 年 12 月 2 日 開会

令和 3 年 12 月 7 日 閉会

九十九里町議会

# 令和3年第4回九十九里町議会定例会会議録

## 目 次

○招集告示	1
-------	---

### 第 1 号 (12月2日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	10
荒 木 かすみ 君	10
善 塔 道 代 君	24
原 田 教 光 君	39
○散会の宣告	53

### 第 2 号 (12月3日)

○議事日程	55
○出席議員	55
○欠席議員	55
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
○職務のため出席した者の職氏名	56

○開議の宣告	5 7
○議事日程の報告	5 7
○一般質問	5 7
鍮田貴俊君	5 7
谷川優子君	7 1
浅岡厚君	8 6
○休会の件	9 7
○散会の宣告	9 7

### 第 3 号 (12月7日)

○議事日程	9 9
○出席議員	9 9
○欠席議員	1 0 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 0
○開議の宣告	1 0 1
○議事日程の報告	1 0 1
○議案第1号から議案第5号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
・議案第1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算(第8号)	
・議案第2号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
・議案第3号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
・議案第4号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
・議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
・議案第6号 行政手続における申請書等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
・議案第7号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
・議案第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期計画の認可	

について

○諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 2 7
・ 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○日程の追加	1 2 8
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
・ 議案第 9 号 令和 3 年度九十九里町一般会計補正予算（第 9 号）	
○閉会の宣告	1 3 1
○署名議員	1 3 3

令和3年第4回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月10日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和3年12月2日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和3年第4回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月2日（木曜日）

## 令和3年第4回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年12月2日（木）午前9時56分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

---

### 出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鎗田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君

まちづくり 課長	山口 義 則 君	会計管理者	中 村 吉 徳 君
ガス課長	川 島 常 嗣 君	教育委員会 事務局 局長	木 原 隆 行 君
教育委員会 事務局 主幹	竹 内 秀 樹 君	農業委員会 事務局 局長	小 森 克 彦 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長	篠 崎 肇 君	書 記	大 原 真 弓 君
--------	---------	-----	-----------

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時56分

- 議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回九十九里町議会定例会を開会します。
- 直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長（古川 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 原 田 教 光 君

11番 細 田 一 男 君

を指名します。

---

◎日程第2 会期決定の件

- 議 長（古川 徹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から8日までの7日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から8日までの7日間と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

- 議 長（古川 徹君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第8号、諮問第1号の送付があり、これを受理いたしました。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、

町長大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者はお手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和3年度第2回定期監査が11月18日、19日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（古川 徹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、これより令和3年第4回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

令和3年秋の叙勲が先月3日に発令され、本町からは危険業務従事者叙勲として元海上自衛隊2等海佐の福田明浩様が瑞宝双光章を、元千葉県警警部補の中村一夫様が瑞宝単光章を受章されました。このたびの受章、誠におめでとうございます。長きにわたり危険性の高い業務に精励し、尽力されましたことが大いに認められ、受章されたことと存じます。深く敬意を表するとともに、心からお祝い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が明け、2か月が経過しました。新規感染者数及び重症者数についても非常に低い水準で保たれており、これはワクチン接種の効果によるところが大きいとされています。

本町のワクチン集団接種につきましては、先月12日をもって12歳から17歳までを対象とした2回目の接種を完了いたしました。これにより、本町において集団接種を希望された12歳以上の全ての方々へのワクチン接種が完了したところであります。これもひとえにワクチン接種体制に御理解くださいました町民の皆様をはじめ医療従事者の皆様など、多くの方々の御協力があってこそその成果でございます。誠にありがとうございました。

今後懸念される感染拡大の第6波に備えるため、現在、国の方針に基づき、3回目のワクチン接種に向けた準備を進めておるところです。引き続き職員一丸となって対応してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、第3回議会定例会以降の主な事業について御報告いたします。

例年行われております町内一斉清掃や多くの方でにぎわう産業まつり、町民文化祭などは、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく中止といたしました。また、郷土芸能まつりにつきましても、同様に延期の判断をさせていただきました。

そのような中におきまして、九十九里小学校及び片貝小学校の運動会については、先生方の工夫やPTAの方々の御協力により、感染症対策を講じながら実施することができました。

また、本年は九十九里中学校創立50周年の節目の年でございます。中学校及びPTAが主体となり50周年記念式典の準備が進められ、新型コロナウイルス感染症の再拡大等を配慮した中で、生徒を対象とした音楽鑑賞会として挙行されました。私からも、この場をお借りしまして、改めてお祝い申し上げます。これまでの輝かしい実績を次代に継承し、九十九里中学校の限らない発展を祈念いたします。

今後の行事の予定でございますが、元旦祭については、恒例となっております各種振る舞いについて、感染防止の観点から提供が困難と判断し、昨年に引き続き中止となりました。しかしながら、成人式及び消防出初式については、感染症対策を十分に講じ、2年ぶりに開催することを予定しております。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて各種行事等の実施を慎重に判断し、事業を進めてまいります。議員の皆様方の一層の御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億7,447万4,000円を追加し、予算の総額を62億5,360万2,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の企画費で、ふるさと納税の寄附額増加に伴い、ふるさと納税業務委託料1,434万9,000円、いわしの町「九十九里」応援基金積立金1,509万8,000円、民生費の社会福祉総務費で、障害児通所給付費1,703万4,000円、老人福祉費で新型コロナウイルス感染防止対策を講じる介護事業所を補助するため介護施設等整備事業補助金303万8,000円、衛生費の予防費で、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向けた体制を整備するためワクチン接種業務委託料1,948万7,000円、人材派遣等業務委託料1,145万4,000円、農林水産業費の水田農業構造改革対策費で、主食用米買取り価格の下落により飼料用米の出荷量が増加したため飼料用米等拡大支援事業補助金314万円などを増額いたします。ま

た、諸支出金の財政調整基金費で、財政調整基金積立金 4 億6,831万6,000円を増額いたします。

歳入の補正につきましては、歳出の増額に伴う負担金、補助金の増額並びに前年度事業の精算に伴う繰越金の増額が主なものでございます。

国庫支出金の民生費国庫負担金で、障害児施設措置費負担金898万4,000円、衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,948万7,000円、民生費国庫補助金で、子ども・子育て支援事業費補助金193万9,000円、衛生費国庫補助金で、疾病予防対策事業費等補助金が405万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,766万8,000円、県支出金の民生費県負担金で、障害児施設措置費負担金449万2,000円、民生費県補助金で、介護施設等整備事業交付金303万8,000円、農林水産業費県補助金で、飼料用米等拡大支援事業補助金314万円、寄附金の総務費寄附金で、いわしの町「九十九里」応援寄附金3,000万円、繰入金の特別会計繰入金で、後期高齢者医療特別会計繰入金166万1,000円、介護保険特別会計繰入金867万5,000円などを増額いたします。また、前年度繰越金の確定により、繰越金 5 億5,185万4,000円を増額いたします。

これら歳入から歳出を差引きいたしますと、8,169万2,000円の余剰となることから、財政調整基金繰入金を8,169万2,000円減額いたします。

次に、債務負担行為の補正につきましては、中央公民館空調機改修工事を施工するに当たり、契約手続期間を含め事業対象期間が2か年にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第2号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,599万4,000円を追加し、予算の総額を21億8,299万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、国民健康保険事業費納付金の確定と前年度事業の精算によるものが主なもので、歳出の補正につきましては、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者後期高齢者支援金等分450万4,000円、介護納付金分527万2,000円、基金積立金の国民健康保険会計基金積立金4,332万1,000円などを増額いたします。また、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分722万9,000円を減額いたします。

歳入の補正につきましては、県支出金の保険給付費等交付金で、令和2年度普通交付金の精算により476万4,000円を減額いたします。また、前年度繰越金の確定により、その他繰越金5,063万2,000円などを増額いたします。

議案第3号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ306万1,000円を追加し、予算の総額を2億3,606万1,000円とするものでございます。

後期高齢者医療保険料等負担金と前年度事業の精算によるもので、歳出の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療保険料等負担金140万円、諸支出金の一般会計繰出金166万1,000円を増額いたします。

歳入の補正につきましては、前年度繰越金306万1,000円を増額いたします。

議案第4号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,604万6,000円を追加し、予算の総額を18億2,382万1,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、保険給付費の介護予防住宅改修費116万3,000円、令和2年度決算に伴い基金積立金の介護給付費準備基金積立金8,255万3,000円、諸支出金の償還金で、前年度事業の精算により、国、県からの負担金等に返還が生じたため還付金343万9,000円、他会計繰出金で、前年度事業の精算により、町への返還が生じたため一般会計繰出金867万5,000円などを増額いたします。

歳入の補正につきましては、国庫支出金の介護給付費負担金で、前年度事業の精算により過年度分2,585万6,000円、前年度繰越金の確定により、前年度繰越金6,820万2,000円などを増額いたします。

議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入、支出それぞれ214万1,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、真亀丘地区農業集落排水処理施設の大規模改修工事に伴い、汚泥の処分量が増加したため、汚泥運搬処理費用に係る手数料の増額、並びにこれに係る一般会計からの補助金の増額でございます。

議案第6号 行政手続における申請書等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、行政手続の簡素化、業務の効率化及び町民の利便性の向上を図るため、令和4年4月から行政手続における押印の見直しを実施することに伴い、関係条例の整備が必要となることから、本条例を制定し、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてござい

ますが、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、健康保険法施行令等の一部が改正されたことにより、出産育児一時金の支給額を改正する必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期計画の認可についてでございますが、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターが定める中期計画について、地方独立行政法人法第26条第1項の規定による認可を行うに当たり、同法第83条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の橋本重夫氏が令和4年3月31日付で任期満了となりますので、後任として長野恵子氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。

詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は10時30分です。

（午前10時20分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（古川 徹君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木かすみです。よろしくお願いたします。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年12月定例議会におきまして一般質問を行い

ます。

新型コロナウイルス感染の脅威から2年近くになります。先日、千葉県での新規感染者がゼロという日がありました。とてもうれしく思いました。そんな中ですが、油断をせず、気を引き締めながら日々の生活に対応していかなければならないと思いました。まだまだ苦しんでおられる方も大勢いらっしゃいます。そこで、今回は、地域への影響と対応についても質問をさせていただきます。日々皆様から寄せられるお声を基に質問をいたします。町長並びに関係各位の明快な答弁を望みます。

大項目1、公共施設について。

空き公共施設の利用促進についてお伺いをいたします。

平成28年6月議会に、私からも質問をさせていただいております。公共施設総合管理計画は、国際航業株式会社との委託契約で進めているとの回答でしたが、その後の進捗と計画どおり進んでいるかをお伺いいたします。

小項目2番目、新庁舎建設に関する計画について。

老朽化の進む本庁舎の計画を現在の人口で計画していくのと、また推定人口で計画するのでは違ってまいります。どのように予定をされているのか、概要をお聞かせください。また、住民の意見は反映されていくのか、お伺いをいたします。

大項目2、新型コロナウイルス感染による地域への影響と対応について、お願いいたします。

この2年間、コロナ禍での町内事業者の支援申請の件数と割合についてお伺いをいたします。どのくらいの方が利用されているでしょうか、お聞かせください。

2番目、農業者への支援対策は。

農業者は事業支援となるのか、コロナ禍での需要の落ち込みに対する支援体制として支援をされるのかをお伺いいたします。

3番目、生活福祉資金貸付事業の申請件数及び生活保護世帯の状況についてお伺いをいたします。

住民への経済支援対策については、コロナ禍での生活福祉資金貸付金の申請数、また生活保護世帯が増えているのかどうかについてお伺いをいたします。

4番目、高齢者の健康被害について。

新型コロナウイルス感染は、高齢者にとって大変な驚異と不安の原因となっております。心と体の健康被害が心配されますが、どのような対策がありますでしょうか、お伺いをいたしま

す。

5 番目、失業やひきこもりの年齢割合や傾向を町は把握されているでしょうか。

以前より続いている問題でございますが、コロナ禍で特に成人の失業やひきこもりの年齢割合や傾向はどうなっているでしょうか、お聞かせください。

大項目 3 番目、G I G A スクールについて。

申すまでもありませんが、この G I G A スクールとは、グローバルアンドイノベーションゲートウェーフォーオールの略でございます。小・中学校 1 人 1 台のパソコンと学校内高速大容量のネットワーク整備をし、創造性を育む教育をするという目的での推進でございます。

この G I G A スクールにおいて、小・中学校でのアンケートを行っていただいたと思うんですが、この結果分かったこと、問題点と対策についてお伺いをいたします。

現在でのインターネット需要には、まだまだ接続の問題がクリアされていないと思われませんが、この点について当局のお考えをお聞かせください。

以上で 1 回目の質問は終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

なお、G I G A スクールについての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく申し上げます。

それでは初めに、公共施設についての御質問にお答えいたします。

1 点目の空き公共施設の利用促進についての御質問ですが、町が管理する公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視野に立ち、総合的かつ計画的な管理による施設の有効活用や最適配置を実現し、町民サービスの維持向上、財政負担の軽減及び平準化を図ることとしております。

また、当初の目的を終えた公共施設につきましては、公共施設等マネジメント推進本部において有効利用や今後の在り方について協議をし、その中で行政目的としての利用が見込めないと判断した場合には、地元自治区での活用のほか地域の活性化や雇用機会の拡大など施設の有効活用を図るため、民間事業者での利活用を想定し、公募を行うこととしております。

2 点目の新庁舎建設に関する計画についての御質問ですが、現在の本庁舎は昭和43年に建築されてから53年が経過し、施設の老朽化や防災拠点施設としての耐震性能の不足、バリア

フリーへの対応などが大きな課題となっております。

こういった中で、町では新たな庁舎の建設に向けて、地方債の活用を前提に平成29年度に庁舎建設基金を創設し、建設費の25%を目標に積立てを進めているところでございます。

次に、新型コロナウイルスによる地域への影響と対策についての御質問にお答えいたします。

1点目のこの2年間、コロナ禍での町内事業者の支援申請の件数と割合はどの御質問ですが、町ではコロナ禍により影響を受けた町内の事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度に3つの事業を実施したところでございます。

1つ目は、中小企業等緊急支援給付金事業として、450事業者を対象に一律10万円を支援するもので、295件の申請があり、予算の執行率は66%となっております。

2つ目は、宿泊施設支援金事業として、50件の宿泊事業者を対象に1部屋につき3万円を支援するもので、13件の申請があり、予算の執行率は54%となっております。

3つ目は、飲食店応援商品券補助金事業として、町内7,100世帯を対象に、町内の飲食店で利用できる1世帯1万円の商品券を配布いたしました。商品券の換金率は88%となっております。

また、今年度につきましては、繰越事業として2つの支援事業を実施しております。

1つ目は、中小企業等事業継続支援金事業として、480事業者を対象に10万円を支援するもので、令和3年10月末現在で105件の申請があり、予算の執行率は23%となっております。なお、申請期間は本年4月1日から令和4年1月31日までとしているため、現在も事業を継続しております。

2つ目は、宿泊施設事業継続支援金事業として、44件の宿泊事業者を対象に実施したもので、13件の申請があり、予算の執行率は72%でございます。また、本年10月に、補正予算の専決処分により実施しております宿泊施設事業継続追加支援金事業については、本年10月27日から12月22日を申請期間とし、支援を継続しているところでございます。

2点目の農業者への支援対策はどの御質問ですが、繰越事業として実施しております中小企業等事業継続支援金事業においては、農業による販売金額が50万円以上で、令和3年中の売上高が令和元年中と比較して30%以上減少した農業者も含め支援しております。

3点目の生活福祉資金貸付事業の申請件数及び生活保護世帯の状況はどの御質問ですが、町社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響により、休業や失業等によって収入が減

少し、生活福祉の必要な方に対し、令和2年3月末から生活福祉資金制度による緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金の申請受付等を実施しております。

令和3年10月末現在の貸付決定状況は、緊急小口資金が125件、総合支援資金は79件であり、貸付合計額は6,740万円とのことでございます。

また、生活保護世帯の状況は、本年10月末現在で182世帯218人であり、今年度の新規保護決定数は18件でございます。新規保護決定数は、前年度に比べ増加傾向にありますが、申請理由は新型コロナウイルスの影響を受けたものではございません。

4点目の高齢者の健康被害についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、外出や人との交流が制限されたことで、高齢者の身体機能や認知機能の低下などが懸念されております。

こうした状況から、本町では、外出を自粛している高齢者の健康維持、介護予防のために、自宅でできる筋力トレーニングや生活上の注意点などを掲載したチラシを作成し、協力店舗や介護事業所及び各世帯に配布をいたしました。

また、町で実施している高齢者に対する各教室や通い場等につきましては、感染対策を徹底し継続して実施しており、高齢者の生活機能低下の予防に努めております。

5点目の失業やひきこもりの年齢割合や傾向を町は把握されているのかとの御質問ですが、町では失業やひきこもりの状況につきましては把握をしておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上で荒木かすみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 荒木かすみ議員からの御質問のうち、私からはGIGAスクールについての御質問にお答えいたします。

小・中学校でのアンケートの結果で分かった問題点と対策についての御質問ですが、9月に各小・中学校では試験的にタブレット端末の持ち帰りを行い、学習ソフトの接続環境調査を実施しました。その結果から、93%程度で家庭で接続可能な環境が整っている状況を確認することができました。

また、中学校で実施したオンラインでの進路説明会では、保護者から接続がうまくいかず入るのに30分もかかった、画面が映らなかったのも音声のみになってしまった、ところどころ途切れてしまい集中できなかったなどの御意見をいただいております。

そこで、調査結果を踏まえた対応として、タブレット端末の持ち帰りにつきましては、学校の判断で学習ソフトを使つての予習・復習に活用するなど、引き続き調査研究を行うこととし、コロナ感染症の感染拡大による臨時休業等の場合には、接続環境が整っている児童・生徒については家庭で学習を実施し、接続が困難な場合には感染防止対策を取った上で分散登校を行い、学校で学習を進めることで対応したいと考えております。

以上で荒木かすみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） それでは、教育長、町長、答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

公共施設等総合管理計画の進捗状況について、またお伺いをいたします。

以前、この28年6月の折にも、作田保育所は月1回使用、地域の実情や需要に柔軟に対応したいとの答弁がございました。ですが、その後、あまり進展もないように思われます。また、つくも学遊館、オリゾンテ跡も同様でございます。維持管理費のみかかり、使用されていないというのがとても残念です。オリゾンテ跡、作田保育所跡の活用について、もう一度お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは初めに、公共施設等総合管理計画の進捗状況についてでございますが、平成28年度に業務委託契約を締結をいたしました公共施設等総合管理計画については、既に策定済みでございます。

また、総合管理計画に基づく個別施設計画についても、今のところ22の施設が策定されておりまして、小・中学校を除きましておおむね策定済みといった状況でございます。

次に、作田保育所やレストラン棟の現在の状況でございますが、初めに旧作田保育所についてでございますが、現在、防災用品の備蓄やいわし博物館の被災資料の整理、さらに作田多面的機能支払いの活動の場といたしまして暫定的に利用してございますが、将来的な展望に立った中で、さらなる利活用について、改めて地元自治区からも御意見を伺う予定でございます。

次に、真亀川総合公園レストラン棟についてでございますが、平成26年度末をもって事業者が撤退して以降、幾度となく公募を試みましたが、都市公園法や賃貸料等の制約もございまして、新たな活用には至らない状況でございます。

しかしながら、減価償却の考え方から貸付料についても年々減少しておりますので、3年

に一度の固定資産税評価替えの年に当たる本年度、現在の評価額を基に貸付料を改めた中で、昨日12月1日から公募を開始したところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ありがとうございます。昨日、公募を開始したということでございますので、しばらく公募の様子を待ちたいというふうに思います。

次に、前回議論のありましたとようみこども園、これ改修が進んでいるかと思いますが、子供の人数が減る中、維持管理にも費用がかさんでおります。改修の予定も既にほとんど決まった状態の中で議会への提案があったところでございますので、もう少し意見交換する場などがあればよかったのかなというふうに思うところです。

公共施設等総合管理計画の最初の文章の中に、27年1月現在1万6,737人というふうにあります。昨日現在では、1万5,003人、既に1,700人以上、人口が減少となっております。

この総合管理計画、27年、そのときにつくられた計画でございます。そのときにも、過去10年間の投資的経費は年で5.8億円、またこれから40年の投資的経費は年9.9億円というふうにあります。年ということですのでいनाと思いましたが、人口は減っても経費はかさむというふうに思います。ですので、全てに縮小、統合などの計画を立てる必要があると計画の中にもありました。

また、この総合計画の18ページに、年齢階層別の人口数及びその割合が変化することで、公共建築物としての必要な規模の変化が予想されるとありました。これからの計画において、考え方など総合的に御説明いただいたりする場面があるのか。例えば、公共施設等総合管理計画、これは48ページにわたるものですが、こういうものとか、または個別施設計画、先ほど22施設策定とありましたけれども、こういったものを住民や議員にも説明していただける機会があるのかをお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 人口減少が進む中で、公共施設を適正な規模に合わせて維持管理していくといったことは、議員御承知のとおり避けて通れないものと考えてございます。こういった将来的な展望に立った中で、公共施設を更新、統廃合、長寿命化など、総合的かつ計画的に実施していくために、公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

議員御指摘の住民、あるいは住民の代表であります議員への説明につきましては、施設の建設や改修に係る規模、あるいは施設の目的に応じまして、関係者をはじめといたしました

住民の方々や議員の皆様方に御説明を申し上げる考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 公共施設等総合管理計画に基づき、空き公共施設の管理がなされていくということはよく分かりました。変更や見直しなど、できればもう既におおむね決まってしまったという段階で議会に提案というのではなく、住民の意見等も反映されるように折々に御説明いただけるような取組を要望いたします。

次に、新庁舎建設に関する計画についての再質問をさせていただきます。

新庁舎建設に関する具体的な進め方、財源等についてもお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 新庁舎建設に対する今後の進め方についてでございますが、建設資材であるとか労務単価が高騰する中で、明確な目標の建築年度を定めるということは非常に難しい状況でございますが、仮に事業費を20億円と想定した場合、財源といたしまして地方債が75%、残りの25%を基金から繰り入れることとなります。金額に直しますと、地方債が15億円、基金からの繰入金が5億円ということになります。

そこで、基金の目標金額でございます5億円、これを達成するために年間5,000万円ずつの積立てを行いますと、令和9年度に目標を達成することになりますので、令和10年度の着工を一応の目安としているところでございます。

また、他の自治体の事例を参考に申し上げますと、新庁舎を建設するに当たっては、初めに基本構想を策定いたしまして、これに基づいて具体的な規模であるとか機能、概算事業費をまとめた基本計画を策定いたします。さらに、この基本計画をベースといたしまして、基本設計や実施設計を進めることとなります。

また、事業規模について、20億程度の建設費ということになりますと、工事は2か年にまたがるのが想定されております。そのため、令和10年度に着工すると仮定をした場合、計画期間を4年間、建設期間を2年間で見込んでいるところでございます。これをスケジュールに当て込んで申し上げますと、令和6年度から具体的な検討を始め、令和10年度に着工、令和12年度の竣工を目指すというものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） これも計画とリンクしますけれども、検討に住民の意見が反映され

るのかということも気になるところです。令和6年から具体的な計画、12年には竣工を目指しているということでございますので、まず計画を始めた段階と建設時期がずれていきますので、人口推移との整合性、また住民ニーズに合っているかの検証ができるのかが心配となります。

といいますのは、行政は、一度計画をすると時勢に合わないというふうになった場合でもなかなか変更ができない、また用途替えができないというふうに思います。そういうことで、この点からの当局のお考えをお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 議員おっしゃるとおり、人口減少が続く中で将来にわたって使用していく、加えまして多額の事業費が投入されている事業につきましては、新庁舎の建設にかかわらず、民意を反映させる必要があると考えているところでございます。

そういった中で、新庁舎の建設に当たっては、住民、各種団体の代表、学識経験者などによって構成された組織によって検討を進めるとともに、パブリックコメントによって多くの方々から意見を伺う予定でございます。

御質問の計画と実態にずれが生じた場合の対応につきましては、民意を反映させた計画を策定した上で必要に応じて修正を加える等々、柔軟に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 大きな施設を造る、また全部を含んで折々に形を変えて使うというようにしていくのがいいのか、また小さな施設を細々と用途替えをして用途別に造って、後の人の使用目的に合わせていくのがよいのか、考え方はいろいろあると思いますけれども、ぜひ民間の意見も入れて、固定概念を廃して、柔軟に検討していただきたいというふうに考えます。

事業債の活用においては、支払いを続けているうちは用途の変更ができないという理由で、何も使われることなく放置されてしまうということが度々ありました。こういう対応は、持続可能な開発目標、SDGsの考え方からも遠く離れてしまいます。新庁舎には多角的な統合、縮小の計画も含め、使いやすい規模の計画を要望いたします。

公共施設等総合管理計画にもあるように、用途の見直し、これが素早くできるように、また切れ目なく使える公共施設の活用、加えて学校施設、公民館、庁舎、保健センターなど、総合的に先を見据えて管理計画を立てていただけるように要望をいたします。

それでは、新型コロナウイルスによる地域への影響と対策についての再質問に移らせていただきます。

町内事業者の申請、大分利用が多いのかというふうに思いますけれども、申請件数については詳しく町長答弁いただきましたので分かりました。また、継続支援についても伺おうかと思っておりましたが、継続支援されるということでございますので、この継続支援のほう、よろしく願いをいたします。

それでは、農業支援のほうについて再質問させていただきます。

農業は、規模の大小もあり、一律というわけにはいかないと思いますので、特に規模の小さい方、やめたいという方が多く出ております。この農業者が中小企業等事業継続支援金、農業者が中小企業であるのかないのかということ、該当が農業者にも分かりづらいというふうに思いますので、この周知がされるか。この周知がされないと申請につながらないと考えますので、どのような手順で申請につなげることができるのかをお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

現在、繰越事業での中小企業等事業継続支援金事業では、申請期限を来年1月31日までとしていることから、今後、周知については安全・安心メールや防災行政無線等で周知してまいりたいと考えております。また、農業者等についても、農業者等の団体等へ周知を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、申請手順といたしましては、町ホームページに申請書類等をダウンロードできるように掲載しておりまして、必要事項等を記載して郵送にて申請していただければ、内容を確認し支援してまいります。ホームページ等を活用できない方には、役場窓口にも備えておりますので利用いただければと。また、来られない方に関しましては、連絡をいただければ申請書をお送りしておりますので、そういったことを周知を含めて図っていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 継続申請などは、大変、継続になったかならないかが分かりづらいと思いますので、この辺をやはり周知をよろしく願いをいたします。

では、次に移らせていただきます。

生活福祉資金について再質問いたします。

生活福祉資金制度については、緊急小口資金の特例貸付けが延長されたというふうに報道

にもありました。この対応状況、どうなっているのかをお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうから、ただいまの御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、緊急小口資金の特例貸付けにつきましては、本年11月末で申請受付を終了する予定となっておりますが、国から来年3月末まで延長する旨、通知がございました。これを受けまして、相談機関であります町社会福祉協議会では、申請受付等の事務を継続するとのことでございます。

コロナ禍で景気の低迷する中、引き続き失業や収入減少で生活に困難を感じておられる方々に寄り添い、支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 町長答弁にもありました2段階で用意をされているということでございますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思います。困っている方は聞きに行くのもつらいという状態での相談になると思いますので、それと情報も届かないということが大変心配でございます。きめ細かく相談に乗っていただけるよう要望をいたします。

次は、高齢者の健康被害についてお伺いをいたします。

コロナ禍での他県や都市部からの行き来ができないということで、家族の見守りが薄くなるというふうに聞いております。コロナ禍で離れて暮らす子供が2年も会いに来られない、また孫にも全然会えないという状況の中、高齢者の運動不足、虚弱傾向が心配でございます。また、施設入所、入院のお見舞いなどにも支障があり、生きがいの喪失という懸念もありました。

数字に大きく現れるものではないかもしれませんが、これから高齢者が生活していく上で様々な問題になっていることと思います。今後の取組についてをお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

今後の取組につきましては、現在、保健センター、つくも学遊館、ちどりの里の町内3か所において、感染予防対策を実施した上で介護予防体操を開催しております。通いの場等につきましては、ボランティアによるスマホ教室、お手盛り喫茶、絵手紙教室等を予定どおり実施しております。

また、本町の介護施設等において、家族との面会をする際に、新型コロナウイルス感染症

の感染拡大を防止するため、家族と施設利用者が接することがないように、2方向から出入りすることが可能で対面による飛沫防止対策としてのアクリル板等で仕切ることから、マイクシステムを整備し、高齢に伴い耳が聞こえづらい方でも会話が楽しめるようにするなどの施設整備を、千葉県補助金を活用し、家族面会室を整備した施設もごございます。

このような制度を広く施設に周知し、活用を図っており、今後も引き続き介護予防に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） いろいろ御配慮いただいているようで、ありがとうございます。

保健センター、つくも学遊館については、長く取り組んでいただいている各種教室、健康体操などの面で、お休みをしていた教室の再開が始まっているということによろしいでしょうか。

それと、ちどりの里についてでございますけれども、ボランティアの活動、地域包括支援センターの取組等、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。といいますのは、今回お骨折りいただき、車の配備もできていると思いますので、使い方やどんな方が利用できるのか、またはこれからの周知含め、どういうふうに周知ができるのか御説明をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

保健センター、つくも学遊館ではなくちどりの里においても、県の緊急事態宣言下での指導の下、感染者が急増しておりました9月には、各通いの場等のお休みをさせていただいておりました。その後、緊急事態宣言が解除され、先ほど御説明いたしましたとおり、感染防止対策を確実に実施し、各教室や体操教室等を実施しております。

ちどりの里の取組といたしましては、ボランティア主催の各種通いの場や、地域包括支援センターによる相談業務を実施しております。送迎については、社会福祉協議会にて登録のある運転ボランティアの方の御協力をいただき、通いの場等の利用する方を対象に御利用いただいております。各種通いの場の利用につきましては、高齢者であればどなたでも御利用いただけます。

周知方法につきましては、広報紙等で引き続き広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 詳しくありがとうございました。引き続き対応をよろしく願いいたします。

では次に、失業者等の問題について再質問させていただきます。

失業者やひきこもりが、コロナウイルスに起因するものかどうかというのは難しいということでした。予想はされても、具体的にはよく分からないということでした。

それでは、成人のひきこもりについての質問をさせていただきます。

先日、8050問題の講習をしていただき、大変ありがとうございました。とても勉強になりました。8050問題は、80代の年金暮らしの親と50代の子が同居し、50代の子が生活に行き詰まったとき、親の年金で生活を立てているという御家庭のことだそうでございます。

この中で全国の平均値からいえば、人口割で本町でも400人以上のひきこもりの成人がいるのではないかというふうに予想されるとのことでした。大変難しい問題ですが、そういった数の把握はされているでしょうか。また、そういった方への気づきの方法がありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうから、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、数の把握のほうでございますが、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、数の把握はできておらない状況でございます。

また、先般開催されました研修会で講師の先生もおっしゃっておられましたが、8050問題を抱える家庭につきましては、家庭内の問題ということで、何か問題が表面化するまで発見することが非常に難しいという側面がございます。このような家庭を見いだすためには、役場内の福祉、介護、保険などの関係部署だけでなく、地域包括支援センターや中核支援センター、また保健所などの関係機関や、地域の事情に精通しております民生委員や地区社協の皆様方など、多様な機関が連携し、情報を共有することが必要であるというふうに考えております。本町におきましては、地域包括支援センターを中心に、この連携体制が現在確立されているというふうに考えております。

本町のように、小さな自治体ならではの顔の見える関係を生かしまして、関係機関が連携し、今後もこの問題解決に取り組みたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 分かりました。本町の地域包括支援センターちどりの里、困り事の支援、活発に行われています。また、頼りにされる拠点となっております。本町の特色を生かして、8050問題に限らず、身近にお困りの方がいるなというふうに気がいたら、静かにはありますが地域包括支援センター、また町の福祉課につなげるなどというふうにできたらなというふうに思います。ぜひ皆様にも知っていただけるよう、重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、GIGAスクールについての再質問をさせていただきます。

教育長答弁でもありました接続がうまくいかない方に関して、分散登校を行いカバーができるというふうになりました。ありがとうございます。このコロナ対応で、急速にGIGAスクール推進していただきましたことを、本当によかったなというふうに思います。地域格差をなくす上でも、全国同時進行は大変重要でございます。

また、この際、理由があって登校できない方について、家庭での活用ができますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本町では、試験的に学校が、登校できない児童・生徒へ、家庭でのタブレット使用につきまして、保護者と本人に確認した上で対応しております。現在2名の児童・生徒に貸出しを行っております。

子供たち一人一人の学びを保障するために、タブレット端末の活用につきましては、今後検討し、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 細かな対応、ありがとうございます。

じゃ、もう一つ質問させていただきます。

中学校では、災害避難で教室が使われるということも想定をされております。また、今後、再発っていいですか、また何かの理由で登校ができなくなったときに、いよいよタブレットの真価が発揮されるというふうに思うわけでございます。

そういうことで、引き続き活用への推進、お願いしたいところでございますけれども、これからの本格的な利用について、GIGAスクールへの対応、進め方、お聞かせ願えたらありがたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員おっしゃるとおり、今後、こういった家庭での学習等、有事の際でございますが、今現在、GIGAスクール実行委員会というものを既に立ち上げております。そこで問題点や今の環境で何ができるのかと、そういった話合いを進めておるところでございます。

今後、よりよい活用ができますよう、引き続き調査研究を行ってまいりますので、御理解のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 最後、まとめさせていただきます。

授業でのインターネットの活用は、とても重要となってきております。東金市での障害者のタブレット活用、以前に見学をさせていただいておりますが、大変すばらしい取組でございました。先進事例なども研究され、活用をお願いいたします。

中高年の私たちも、ネットを使えると大変便利な世の中でございます。様々な困難を乗り越えながら、地域格差なく、本町の子供たちが世界で活躍できる人材に育つようにと願いながら、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時19分)

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時54分)

---

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

(10番 善塔道代君 登壇)

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和3年12月定例会において、質問させていただきます。

政府の新たな経済対策には、18歳以下への給付や新たなマイナポイント付与のほか、住民税非課税世帯への給付、生活が厳しい学生の学びを継続するための給付などがあります。こ

ここで重要なのは、政府が決めた対策がいち早く必要なところに届くという視点です。コロナ禍による深刻な打撃に加え、原油高騰に伴う物価高が追い打ちをかけており、スピード感を持った対応が行政に求められることは言うまでもありません。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

1項目めに、環境美化についてお伺いいたします。

空き地のことで、町民の方から相談や悩みを伺うことが多くあります。管理されていない雑草の越境や繁茂に伴う虫の発生、蛇が出て嫌な思いをしており、さらに雑草の種類によってぜんそくになり苦しいというお話も聞いております。町民は、町に何度も雑草の草刈りをお願いしているのに、なかなか草を刈ってくれないと悩んでいます。町も様々な対策や対応をしていただいていることと思いますが、通知を出しているだけで、その後の対応ができているのでしょうか。

また、この2年間、新型コロナの影響で町内一斉清掃が中止になり、町道の雑草やごみが散乱しているのが目に入ります。個人でゴミを拾ってくださる方や、率先して草刈りをしている自治区もあります。感謝いたします。官民一体で町内をきれいにする意識を持つことが必要と思います。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、空き地の雑草管理の強化に努めていただきたいと思いますが、当局の御見解を伺います。

2点目に、町道の雑草やごみの対策はどうか伺います。

2項目めに、米価下落についてお伺いいたします。

2021年度の米価が大幅に下落し、生産農家の経営に影響を及ぼしています。今回の米価下落の最大の理由は、米の需要減が加速したことです。人口減少や食生活の多様化が進み、米の需要は減少傾向が続いています。さらに、コロナ禍に伴う外出自粛や飲食店の休業、時短営業などにより、外食、中食、企業者向けの米の販売数量が激減したことが追い打ちをかけた。

農林水産省によると、9月の出荷業者と卸売業者の相対取引価格は、全銘柄平均で60kg当たり1万3,255円と前年同月比で約12%も下落しました。さらに深刻なのが、JAグループなど、集荷業者が地域単位で生産者へ仮払いする概算金が、主要銘柄で2から3割も下落し、60kg当たり1万円前後が中心で、20年度産に比べ3,000円以下も値下がりしたため、衝撃を

与えております。

私も地域を回っている中、米農家の方から不安の声を聞きました。そこで、長引くコロナ禍により、消費が落ち込み、大幅に米価が下落した農家に対して、町独自の給付支援を考えるべきと思いますが、当局の見解を伺います。

3項目めに、ヤングケアラー支援についてお伺いします。

ヤングケアラーとは、家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子供のことです。

国は、昨年12月から今年1月にかけて、初めてヤングケアラーの実態調査を行いました。この調査は、公立中学校と全日制高校の2年生や通信制高校の生徒らを対象に行われ、4月に公表されましたが、世話をしている家族がいるという生徒の割合は、中学生がおよそ17人に1人、高校生がおよそ24人に1人という結果でした。家族の世話に費やしている時間は、1日平均中学生が4時間、高校生は3.8時間で、1日に7時間以上も費やしている生徒が1割を超えていたことが明らかになりました。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を及ぼすおそれがあり、実態の把握及び社会による支援の強化が必要とされています。福祉、介護、医療、地域、様々な機会から現状の把握をすることが重要です。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、本町では実態把握をされているのかどうか。

2点目に、ヤングケアラーに対する今後の支援についてどのように考えているのか、当局の見解を求めます。

最後に、男女共同参画についてお伺いいたします。

男女共同参画社会は、単に女性が男性と平等の権利を勝ち取るだけでなく、男女が性別に変わりなく、その個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すものであると言われていいます。

1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女平等社会の形成への取組が行われつつ、女性の視点からのまちづくり、女性参加のまちづくりが必要であることから、本町においてもより一層の積極的な取組が必要と考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、県内41自治体で男女共同参画に関わる計画策定ができており、その中で7自治体が条例制定もできています。残念なことに、本町はどちらも含まれていません。2015年6

月の定例会で、男女共同参画計画化プランの策定を考えるべきだと質問いたしましたが、いまだに策定されていません。そういうことも踏まえて、本町の男女共同参画事業の取組をお聞かせください。

2点目に、行政職員や各種委員会など、女性登用の促進についてどのように考えているのか、当局の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議 長（古川 徹君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、環境美化についての御質問にお答えいたします。

1点目の空き地の雑草管理強化についての御質問ですが、空き地につきましては、その所有者または管理者が適正な管理を行う責務を負うものであり、町ではこれまで住民の皆様からの情報等を基に管理されていない空き地を把握し、所有者等に口頭または文書にて適正な管理をお願いしてきたところでございます。

しかしながら、所有者が遠隔地に居住している場合や費用負担の面などを理由に、対応が図られていない空き地もございます。その中には居住地が不明な所有者等もあり、町としましてはその対応にも大変苦慮しております。また、所有者の財産権にも関わるものであることから、しゃくし定規に対応することも難しい問題であると認識しております。

今後は、同様の問題を抱える近隣自治体の対応を参考としながら、引き続き問題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の町道の雑草やごみの対策についての御質問ですが、町ではこれまで地域住民やボランティアの皆様のご協力を得て町内一斉清掃を実施し、積極的に町内の美化推進を図ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や感染防止対策の徹底を図ることが困難であると判断したため、昨年度から2か年にわたり実施を見合わせていただきました。この間、コロナ禍の実施方法について模索をしてまいりましたが、妙案がなく、自治区の皆様の自主的な清掃活動で発生したごみの回収等を支援してきたところでございます。

多数の住民の皆様のご協力を得て実施する町内一斉清掃は、地域環境の保全、美化の推進に大きく貢献している事業でありますので、中止の影響は大きく、行政のみでは対応し切れない状況も発生しております。

今後もコロナ禍における町内の清掃活動の方法について検討し、環境美化が推進できるよう対応してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、米価下落についての御質問にお答えいたします。

苦境農家に対する町独自給付支援についての御質問ですが、町としましては、米価下落による独自給付支援について実施しておりません。しかし、令和3年産米につきましては、作付段階から米価の大幅な下落が予想されていたことから、既存制度であります経営所得安定対策を活用し、国や県の助成により、米価に左右されない安定した収入が見込まれる主食用米から飼料用米への転換や、米価が下落した際に収入を補填する収入減少影響緩和対策への加入を推進してきたところでございます。

次に、ヤングケアラー支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の本町の実態はどうかとの質問ですが、国は都道府県及び政令指定都市に対し、ヤングケアラーの実態把握を行うよう要請をしておりますが、現在のところ、千葉県においては実施されておられません。

このような状況下においても、本町ではヤングケアラーを把握し、必要な支援につなげることは急務であるとの考えの下、本年5月以降、様々な機会を通じて実態把握に努めているところでございます。

現時点では、該当する事案は確認されておませんが、引き続き関係機関と連携し、実態把握に努めてまいります。

2点目の今後の支援についての御質問ですが、今後、国において全国調査や関係者へのヒアリング等を踏まえ、支援マニュアルが策定されることが想定されます。現時点では市町村にどのような役割が示されるのか不明ですが、住民に最も身近な基礎的自治体として期待される役割を果たせるよう努めてまいります。

次に、男女共同参画についての御質問にお答えいたします。

1点目の本町の男女共同参画事業の取組についての御質問ですが、本町では、一人一人が持っている個性や能力を伸び伸びと発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、令和3年度から2か年をかけ、男女共同参画計画の策定を進めております。

本年度は町民を対象としたアンケート調査を予定しており、現在、準備を進めているところでございます。

2点目の行政職員や各種委員会などの女性登用促進についての御質問ですが、行政職員における女性職員の割合は、令和3年4月1日現在、一般行政職で31.9%でございます。また、

各種委員会などにつきましては、第5次九十九里町総合計画において、重要目標達成指標の一つとして、審議会等の女性委員の割合を現在の16.8%から令和7年度までに20%とすることを目標値として掲げ、達成に向け取り組んでいるところでございます。

今後、目標達成に向け、男女共同参画計画の中でも女性登用を重要な課題として位置づけるとともに、地域での女性の活躍に向け、意識啓発など積極的に進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で善塔道代議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、環境美化について、空き地の雑草管理の強化から再質問をさせていただきます。

環境美化に関しては、以前からいろいろと要望しております。また、環境美化条例について、平成22年から24年の3年間、条例制定の質問を行い、平成25年に環境美化条例が制定されました。

その九十九里町環境美化条例第4章、土地又は家屋の適正管理第16条の2では、「土地の所有者等は、自己の所有又は管理する土地において、雑草等の放置による周辺的生活環境への支障が生ずることのないよう、必要な措置を講じなければならない」、ただし土地の所有者等が適正な管理を行わない場合は、第17条に指導ができるようになっており、第18条には勧告、第19条では措置命令ができるとされ、第7章に「命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する」とあります。この条例に基づいて、今までどこまで踏み込めたのか、答弁をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

空き地の指導について、条例に基づいて今までどこまで踏み込めたのかとの御質問でございますが、町といたしましては、現状、管理されていない土地の改善をお願いしているにとどまっております。

空き地等の問題につきましては、町長からの答弁にもありましたとおり、財産権などにも関わるものであることから、大変デリケートな対応が必要となっておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 今、課長も町長もそうですけれども、本町はお願いにとどまっているとのことですが、それでは今後、空き地の指導についてどうしていくのかをお聞かせください。

また、空き地の雑草は、近隣住民にとってとても不愉快でストレスにもなります。空き地の草刈りの要望は多く寄せられているはずなので、何回要望があったのか、何回お願いしたのか、草刈りはされたのかなど、分かるように空き地の雑草管理台帳などを作成し、もう少し踏み込んだ措置を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

初めに、今後の指導についての御質問でございますが、町といたしましては、現在、空き地等の対応方法の見直しを行い、文書通知後1か月が経過した場合、現地を再確認し、改善が図られていない場合には、再度、土地の適正管理について通知することとしております。この際、罰則などの適用も考える旨のチラシを作成し、同封することで、所有者等の自主的な適正管理を推進してまいりたいと考えております。

また、今後、継続的な対応をしていく上でも、過去の対応記録等の管理も含めた管理台帳が必要であると考えております。今後、システム化を図ってまいりたいと思います。

なお、従前、隣家からの越境した竹木の根は隣家の方が切ることができましたが、越境した枝はできませんでした。まだ施行期日が示されてはおりませんが、本年4月の民法改正により、今後、隣家からの越境した枝の切除が可能となります。このような法改正の内容も含め、行政が対応すべきものと住民の皆様に対応を願う区分も明確にし、適正な行政指導ができるよう基準を整備してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 管理台帳はしてくれそうですので、早急をお願いいたします。

何度も申し上げますが、空き地の雑草には住民が大変困っております。環境美化条例に従って、必要な措置や勧告、措置命令なども考えるべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、町道の雑草やごみの対策について。

先ほどは町長答弁で、町内一斉清掃のことに對して、町民の皆様のご協力を得て地域環境保

全、美化の推進に大きく貢献している事業でありましたので、中止の影響は大きく、町だけの作業では対応し切れない状況も発生していると言われました。確かに町民の皆様の協力がなければ町はきれいになりません。中止の影響が大きいのであれば、5月と10月にこだわらなくても、どこかのタイミングで一斉清掃とか、また区にお願いするとか行ってもいいと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 今回の町内一斉清掃の中止につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していたことが要因で、感染予防の観点から事業を中止させていただきました。

今後、同様の状況が発生した場合には、議員のおっしゃるとおり、開催時期の変更はもとより、屋外作業における感染予防対策の周知徹底を図り、事業が実施できるよう、環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 第5次九十九里町総合計画の中で環境美化の推進がありますが、町民はもとより、町を訪れる人に対するマナー向上やポイ捨て防止対策をどのようにされているのか、お聞かせください。また、環境美化について、今後の目標をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

町内の環境美化を推進するために、現在、町ホームページを活用し、「ストップ・THE・不法投棄！」として、不法投棄をさせない環境づくりをつくり上げるため、住民の皆さんの手で美しい豊かな環境、ふるさとを守っていくための協力を呼びかけております。

この中では、ポイ捨ても含め不法投棄が犯罪であること、不審な現場があればその通報をしていただくこと、さらには土地所有者による土地の適正管理などをお願いしております。また、海岸への来遊者には、産業振興課の協力を得て、海岸駐車場でチラシの配布や、海水浴場の不開設時には立て看板の設置により、ごみの持ち帰りを呼びかけております。

次に、環境美化の今後の目標とのことですが、まずは土地所有者自らが所有する土地の管理を適正に行うことで、ごみの投棄がしづらい環境を整えていただくとともに、ごみが落ちていた場合には、誰もが積極的に拾おうとする環境意識の高いきれいなまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） きれいなまちづくりを目指したい、私もそう思っております。たばこのポイ捨てはあまり見なくなりましたが、ごみやペットボトルなどのポイ捨て、犬のふんの放置や雑草、空き地・空き家の雑草、枝木等が目立つ中、条例に基づき快適な生活環境の保持・向上を目指すことは極めて重要であると考えます。町が汚いと犯罪や不審者が出やすいと聞いたことがあります。空き地の雑草や町道の雑草、ごみなどのないきれいな町を目指すために、環境美化の取組に力を入れていただくようお願いいたします。

それでは次に、米価下落の苦況農家に対する町独自の給付支援についてお伺いします。

いすみ市では、米価下落が見込まれている中で、農業者等の収入減少緩和緊急対策として、全ての農産物において、農業収入が減少した農業者等に最大30万円を支給することが市単独事業として実施されました。本町でも、苦境農家に対して収入減少緩和対策を考えるべきだと思いますが、再度答弁をお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

本町においては、いすみ市が実施しております農業者に限定した収入緩和対策事業の実施予定はございませんが、先ほどの町長答弁にもございました収入減少対策のため、主食用米から飼料用米への転換や、担い手の経営安定を目的とした制度であります収入減少影響緩和交付金制度への加入、または農業共済組合が実施しております自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する制度であります収入保険制度がございますので、既存の制度を普及推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 県の補助金とか国の補助金とはまた別に、町独自の支援策を考えていただきたいと思いましたが、考えていないようなのでとても残念です。確かに主食用米から飼料用米への転換をされた方がかなりいると思いますが、転換されなかった人もいます。いろいろな制度があるようなので、漏れのないように普及促進をよろしくお願いをいたします。

次に、ヤングケアラーの本町の実態についてですが、ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題として、自身や家族がヤングケアラーであるという認識がないという当事者の問題に加え、地域の関係機関や学校など、ヤングケアラーを支える側が支援対象と

して認識していないことなどが挙げられています。ひとり親家庭の増加等により、今後、家族の世話をしなければならない子供の環境は、より深刻化していくことが想定されます。本町ではどのような実態調査をされたのか伺います。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

本町で行いましたヤングケアラーに関する実態把握の手法でございますが、議員御指摘のとおり、ケアを担う子供自身が自らが支援を受ける対象であるという認識がなく、発見が非常に困難であるということ、また支援を必要とする家族が様々な困難を持ち合わせている可能性があるというところから、行政関係機関だけではなく、専門職を含めた多機関連携により情報収集を行ったところでございます。

具体的には、国におきましても、最もその役割が期待をされています各学校の教育現場を含みまず役場内の教育、介護、保健、福祉、児童の各部局はもとより、児童相談所、保健所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、中核地域生活支援センターなどの関係機関、また家庭の事情に精通しておりますケアマネジャーや民生児童委員にも協力をいただいたところでございます。

現時点では、該当します事案を把握することはできておりませんが、統計データからも本町に一定数の該当児童はいることが想定されますので、引き続きその把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。ヤングケアラーを支援するためには、まずその実態について把握しなければなりません。子供たちの異変にいち早く気づき、困っている状況を最も発見しやすいのは学校現場ではないかと考えます。現在、本町では、小・中学校においてヤングケアラーの実態をどのように把握しているのか、また先生方がヤングケアラーである、あるいは生理の貧困問題を抱えている子供であることを認識し、校内で共通理解することが問題解決へのまずは第一歩と考えます。ヤングケアラーは表面化しにくいという特徴がありますが、より踏み込んだ児童・生徒の生活実態を把握するために、学校としてどのようなことができるのか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの社会福祉課長からの答弁にもありましたとおり、ヤングケアラーの実態把握についてですが、ヤングケアラー本人自身が家族のために家事、看護、介助、こちらのほうを行っているため、またほかの家庭と比較することができないため、気づきづらい状況がございます。そのため、正確な実態把握がしづらい現状がございます。

しかしながら、その存在にいち早く気づき、早期発見、適切な支援につなぐ相談支援の一端を学校が期待されていることから、児童・生徒の悩み、困り感、それに気づく目を教職員が養うとともに、児童・生徒が相談しやすい学校での環境づくりが重要であることを認識しております。

そこで、学校では、教育相談や長期欠席児童・生徒の家庭環境を含む状況把握等を行うとともに、職員間での情報共有を進め、配置されておりますスクールカウンセラー等を活用し、本人の持つ悩みや困り感に対応していきたいと考えております。

また、ヤングケアラーへの対応については福祉関係との連携が必要等も考えておりますので、学校と教育委員会、町関係各課が連携を図りながら、専門機関に円滑につなげられるよう、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

次に、今後の支援についてですが、先ほど町長からヤングケアラーの支援手法について答弁いただきましたが、現在、国において、専門家による支援マニュアルを策定中であると考えております。これが示されますと、国、県、市町村、また各支援機関や地域の役割が明らかになるものと考えますが、本町として具体的に想定していることがあればお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

現在、町が想定しております支援のステップにつきましては、早期発見、相談支援、サービス提供の3段階を考えてございます。

このうち相談支援とサービス提供につきましては、既存の福祉サービスが確立をされておりますので、適切にこれにつながるようコーディネートすることで、対応が可能ではないかというふうに考えてございます。

ポイントとなりますのは、いかに該当する児童を見いだすかであるというふうに考えてご

ございます。このためには、社会全体にヤングケアラーという存在が認識され、周囲の大人が気づく機会を増やすこと、これが何よりも大切となります。

これに向けまして、県では教育、福祉に係る行政職員や、ケアマネジャーなどの専門職に対する研修が開始をされております。町におきましても、先日、民生委員、児童委員に対する研修を実施し、該当者の掘り起こしだけでなく、地域での普及啓発を依頼したところでございます。

引き続き様々な機会を通じまして、地域にヤングケアラーという概念が浸透するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。様々にいろいろと考えていただきましてありがとうございます。誰かに相談したことがないヤングケアラーというのは、中学2年生では約7割、高校2年生でも約6割という報告が出ておりました。確かにヤングケアラーの早期発見に向けた啓発とか、声を出しにくい子供たちの相談体制の充実というものもぜひ図っていただきたいと思います。

そしてまた、気づきとつながりがとても大切かと思えます。そういう意味では、スクールソーシャルワーカーと教職員、また教育委員会が本当に連携しながら、必要に応じて適切な支援につながるようなお願いをします。

この問題は、決して教育行政や福祉行政だけではありません。庁舎内の各部局が連携して、子供たちの声をしっかりキャッチ、フォローしてあげられる体制づくりが必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ヤングケアラーを発見するには、先ほど申し上げましたとおり、その存在を認識し、周囲の大人が気づくことがまずその第一歩でございます。

議員御指摘のとおり、町職員につきましても、それぞれの業務で各家庭に接する機会があり、ヤングケアラー発見の一助となることが期待されますので、町職員への啓発手法について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 町職員の啓発、よろしくお願ひいたします。やはり皆さんが知っていただかなければいけないことですので、お願ひします。

子どもの権利条約には、第32条に「締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危機となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める」とあります。ヤングケアラーの社会的認知度向上への取組と同時に、関係機関の連携をさらに強化していただき、今潜在しているヤングケアラーを早急に探し出し、一人も漏れなく支援が行き渡る体制整備をよろしくお願ひいたします。

次に、男女共同参画の取組について伺います。

男女共同参画の策定を進めており、今年度は町民を対象としたアンケート調査を予定していると町長から答弁いただきましたが、具体的なスケジュールをお聞かせください。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 少子高齢化の進展に伴い、人口減少や生産年齢人口の減少が加速し、さらには令和元年度台風など大規模な災害、それから新型コロナウイルス感染症など新たな課題に直面している中で、持続可能な活力ある社会を実現するには、男女がお互いに尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は喫緊の課題であると認識しているところでございます。

そこで、町といたしましては、男女共同参画計画の策定に向けまして、今年度中に住民アンケート、意識調査、これを実施をいたしまして、これを基に来年度の当初に素案を作成、男女共同参画社会づくり推進委員会やパブリックコメントによって意見を求め、来年度末の完成を目指すといった計画でございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） スケジュール、ありがとうございます。一つ一つやっていたいでいるのかなって思いますが、2年間かけてですよね。分かりました。

それでは、男女共同参画社会づくり推進委員の構成メンバーを教えてください。

また、計画策定とは違いますが、本町には県から委嘱されている男女共同参画推進員が2名おります。お二人には長年、男女共同参画に関わる事業に御尽力していただき、感謝申し上げます。男女共同参画社会を町民にも理解していただくために、毎年、文化祭で公民館の一室に男女共同参画のブースを設置し、アピールされていまして。現在、残念ながら、新型

コロナの影響で文化祭が中止になり、ブースの設置ありませんが、今後この同じようなブース設置の再開と講演会等のイベント開催をいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは初めに、男女共同参画社会づくり推進委員会についてでございますが、これは町の職員の中から中堅の職員12名で構成されておまして、内訳は男性が7名、女性が5名ということでございます。

次に、男女共同参画イベントの再開についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、これまでも県から男女共同参画地域推進員に任命された2名の方を中心といたしまして、文化祭などで男女共同参画意識の普及や啓発活動を行っていただいておりますが、コロナ禍によって活動を控えていただいている状況でございます。

今後、コロナ禍での活動については、推進員の方々と協議をしながら検討をしておりますが、大きな方向性といたしましては、計画策定を進めていく中で協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 男女共同参画地域推進員ですね、すみません、地域が入っていませんでした。この2人は、本当に新聞等も作っていただきながら一生懸命やっておりますので、あのブースはすごくいい勉強になりますので、そういったものも必要かなと思っていますので、今後またコロナのほう落ち着いて、そういった文化祭や何かイベントができるようなことがありましたら、ぜひ再開していただきたいと思っております。また、町でもまた講演会等ができればありがたいなと思っています。

私も県のほうへ行ったり、横芝光町でもやりましたし、あちこちの男女共同参画の研修所というか、そういうところにも行かせてもらっていますので、本町でこの推進員さんを中心にでもまたできたらいいなって思っていますので、よく協議していただきたいと思っております。

それでは次に、女性登用の促進についてですが、SDGs 17の目標の中に、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」とあります。第5次九十九里町総合計画に、総合計画とSDGsの目標として、17のゴール目標と自治体行政の関係の中に「自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取組と

いえます。」とあります。

そこで、現在、女性職員や管理的地位及び各役職段階別に占める割合と今後の女性職員の管理職への登用について、具体的に示してください。また、今後、各課の委員会及び審議会において、女性登用促進の取組について、当局の見解を伺います。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、私のほうからは、行政職員の女性職員の割合、管理的地位、それから各役職段階に占める割合についてと管理職職員の登用について、3点お答えをさせていただきます。

初めに、管理的地位の占める割合でございますが、本庁での管理的地位にある6級以上、つまり職名で言いますと副主幹以上の職員でございますが、令和3年4月1日現在で24人在籍しており、うち女性職員は3人で、割合といたしましては12.5%でございます。

次に、各役職段階別の割合でございますが、課長級14人のうち女性職員は1人で7.1%、課長補佐級10人のうち女性職員は2人で20%、係長級24人のうち女性職員は8人で割合は33.3%となっております。

最後に、今後の女性職員の管理職の登用についての御質問でございますが、管理的地位の職員の登用につきましては、男性、女性に関係なく、職員の能力、実績などの資質を総合的に判断して行っておりますので、今後も公平な評価の下で登用してまいります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、審議会委員等の女性登用の取組についてお答えをさせていただきます。

委員会や審議会の委員につきましては、今後の男女共同参画計画の趣旨を踏まえた中で、住民から公募をする際には男女の割合がどちらかに偏らないよう募集をする、また関係団体から推薦をお願いする際には、男女の比率に配慮していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

しかしながら、委員会であるとか審議会の性質上、どうしても男性委員が大半を占めるといった委員会もございますので、委員会等の性質を見ながら、女性委員の比率が高められるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。両方の課長、ごめんなさい。総務課長からは行政の職員のお話をしていただきまして、その前に、行政職員における女性職員の割合が一般職で31.9%と伺いました。その中で、課長職が1名、課長補佐級が2名、係長が8人ですよね。年齢にも関係するのかなと思いますが、やっぱりちょっと少ないのかなという思いもあります。人事なので質問はしませんが、もう少し管理職に女性の登用をお願いいたします。

委員会や審議会の女性登用の取組については分かりました。よろしく願いいたします。性別や年齢など異なる価値観を持つ人々が社会参加してこそ、時代は活力を生むものであると思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は1時55分です。

（午後 1時42分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時55分）

---

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、3番、原田教光君。

（3番 原田教光君 登壇）

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

皆さん、お疲れさまでございます。本日の一般質問は、私が最後でございます。もうしばらくお時間を頂戴したいと思います。

それでは、議長の承認をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

その前に、新型コロナウイルス感染症が終息に向かっているように感じる今日この頃でございますが、新たな変異ウイルス、オミクロン株が発生し、対策の徹底がされているところでございます。今後も気を緩めることなく、マスクの着用等、基本的な感染症対策が必要であります。新型コロナウイルスが一日も早く終息し、日常の生活が戻ることを願っております。

では、質問に入ります。

1 番の農水産業の振興についてであります。

本町は、令和元年の台風等で甚大な被害を受けたところ、新型コロナウイルス感染症に追い打ちを受け、生産現場は大変厳しい状況に直面しております。農漁業者の高齢化や担い手不足に加え、耕作放棄地の増大、国内外の産地間競争の激化、水産資源の減少等、諸課題が山積している中、やむを得なく経営継続を断念する農漁業者も多いと聞いております。

そこで、本町の農水産業について伺います。

農水産物の需要拡大についてであります。

農水産物の販売を取り巻く状況は、量販店など大口需要の増大や、消費者のライフスタイルの変化に伴う中食の拡大などの変化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染拡大による消費者行動の変化に伴い、通販やインターネットを活用した販売方法の多様化が進んできております。こうした環境の変化を捉えるとともに、首都圏に位置する優位性、立地特性を生かして、そのような取組が重要だと思われま

そこで伺います。

町として、地元農水産物の需要拡大に向けて、どのように取り組んでいくのか。

次に、小規模農家に対しての支援についてであります。

農業従事者の高齢化や担い手の減少が進展する中、国や県は経営規模を拡大する農家に対して農地集積や農業機械や施設整備等を支援しており、意欲ある担い手の育成を図っております。しかしながら、荒廃農地が増加し、耕作放棄地を食い止めるには、規模拡大を図る大規模農家だけではなく、地域の担い手を確保していくことが重要です。

農林業センサスによりますと、令和2年の本町の農業経営体数は347経営体であり、5年前から見ると約15%ほど減少しました。ちなみに、千葉県下では約20%の減少であります。担い手不足は深刻な状況であり、大変残念に思っております。また、全体の約6割の経営体が販売金額300万未満であります。小規模の経営体が多い状況であります。

小規模農家が生産する農産物は多くはありませんが、水田を維持することで大雨による洪水被害の軽減もあり集落機能が維持されるなど、地域では貴重な存在であります。地域の農地を何とかして守っていくと、意欲を持っている小規模農家はたくさんおられます。大規模農家だけでなく、小規模農家に対して支援をしっかりと行い、農家戸数を減らさない、そのような取組が必要と思われま

そこで伺いをいたします。

町は、小規模農家に対して、どのように支援をしていくのか。

次に、2番の稲作農家の経営安定策についてであります。

飼料用米の取組については、本年の当町の飼料用米の生産は、生産者米価低迷の情勢により、主食用米から飼料用米へ作付転換する推進により急拡大をされました。結果的には、転作協力者は米価下落による一部ではありますが、補填されたというふうに思っております。このことは、行政関係者、そして生産者が取り組んだ成果であり、町執行部の努力によるものだと感謝を申し上げます。

稲作は販売農家の7割が生産に携わり、農業、農村の土台となる重要品目であります。日本人にとって、米はなくてはならない主食であります。しかしながら、近年、主食用米の需要は少子高齢化、食の多様化などによりまして、年々、米の消費量は減り続けております。毎年10万t程度の減少が続いております。これに加え、新型コロナウイルスの感染症の影響により、中食、外食などの業務用の消費が落ち込み、大幅な需要の減少となりました。

これにより、令和3年産の米の価格は全国的に下落し、新米コシヒカリで農協等の買取り価格、1俵当たり1万円を割りまして9,000円前後になりました。昨年度に比べますと、約3割下落しております。

農家の経済は、非常に苦しい状況にあります。今後の稲作経営に対する不安の声が大きく聞かれております。このままでは、令和4年産の米はさらに価格が低迷することが予想されております。地元の農家からは不安の声が上がっております。米の消費量は減り続けている状況を踏まえ、消費量に合わせて米の作付面積を減らすことが、これは必要になります。価格の安定を図るには、主食用米の生産を減らし、需給のバランスを改善することが重要と考えます。

しかしながら、水田の機能はお米を作るだけではございません。空気清浄、温暖化防止、水資源の確保、洪水防止等、日本の環境は国土を守る重要な役割を持っております。水田を減らすことは、私たちを守ってくれる機能を失うと、その影響は農業者だけにとどまりません。減少する主食用米に代わり、水田を用いて飼料用の稲や米を作付することで、これらの機能を維持することができます。また、飼料自給率の向上と畜産物の安定供給も可能となります。

そこでお伺いをいたします。

米の生産者価格及び生産調整の現況について、どのような認識をされているか、次に本年の飼料用米の生産実績はどうか、次に飼料用米の生産拡大に継続し協力されるように、農業

者に対しどのような支援を行っていくのかということをお尋ね申し上げます。

次に、3番の九十九里沖洋上風力発電事業についてであります。洋上風力発電の取組について伺います。

昨年12月、第4回定例会一般質問におきまして、洋上風力発電事業について、その考え方や方向づけについて力強い答弁をいただきました。九十九里浜沖の洋上は、風資源に恵まれ遠浅な地形を有することから、風力発電事業を導入するに適地としてそのポテンシャルは高く評価されていると、町としてはこの洋上風力発電の実現に向けて積極的に推進をしていく、そしてこの九十九里沖が洋上風力発電事業を導入する有望な区域として、国に対し情報提供されるよう積極的に推進していくとの答弁をいただきました。

現在、県内では、令和2年、国は促進区域の基礎となる有望な区域の第1弾として銚子沖が指定され、その後、着実に洋上風力発電の導入に向けた手続が進められております。また、今年の3月には、いすみ沖が関係者間の一定の合意が得られたということで、風力発電の有望な区域として、県のほうから国に情報提供が行われました。千葉県内では、銚子に続き、いすみ市においても洋上風力発電の導入を進めることによりまして、地域経済に大きな効果が期待できると思っております。

そこで伺います。

洋上風力発電事業の実現に向け、本年の進捗状況について、次に実現に向けた今後の具体的スケジュールについてと、2点であります。

次に、4番目の消防団員の加入促進及び処遇について。

初めに、消防団への加入促進について伺います。

近年の災害の激甚化等によりまして、地域防災の中核である消防団に求められている役割は一層大きくなってきております。一方で、消防団員は年々減少しております。全国的にも同様であります。消防団の活性化は喫緊の課題であります。少子高齢化が進む中、消防団を維持していくためには、若者や女性の活躍が重要になると考えます。

そこで伺います。

近年の消防団員数の状況について、次に団員の確保について、次に女性の協力についてと、3点であります。

次に、消防団員の処遇改善について伺いをいたします。

地域の消防防災力を維持するためにも、団員の減少を食い止める必要があります。災害の多発化や激甚化と、団員数の減少で団員1人の役割も増しております。会社勤めのため日中

は不在となる団員が増え、地域防災の弱体化が進んでいるのが実態であろうと思います。

また、報酬について、危険に見合う水準への引上げが急務だろうと考えております。国は、一般団員の報酬について、年間3万6,500円、出動手当1回7,000円として地方交付税を措置しているということであります。しかし、市町村で決める実際の報酬は、全国平均で年間3万925円、月掛けに換算しますと約2,500円、千葉県の平均額は2万9,813円と全国平均以下であります。昼夜も問わず、危険も伴う消火活動に従事した際に支払われる出動手当は、1回当たり3,000円にも届かない現状であります。

国では、出動報酬及び一般団員の年額報酬の標準の引上げがされるとのことでございますが、そこでお伺いいたします。

消防団員の処遇の改善、特に報酬全体の底上げについてお伺いをいたします。

次に、5番の町バスについてであります。

町バスの運用状況について伺います。

物を大事にすることは大切なことでもあります。まして公共資産であれば特別であります。走行ができなくなるまで使用したいという思いもあると思いますが、個人所有であればそれも結構でございますが、公共車両となればそうはいかないと考えます。

先日、予告なく現車両を確認をさせていただきました。この町バスも大変よく管理されておりまして、車両の型は古いですが、内外ともきれいに使用していただいております。私は車両のよしあしを判断できるプロではありませんが、素人目で見ても分かる装着部品、安全性に関わるものでございますが、この欠損等があります。車両使用年数をかなり経過しているため、部品の供給ができないとのことでもあります。

そこでお伺いします。

近年の運用状況について、次に車両内容及び購入額、年間管理料についてお伺いをいたします。

再質問につきましては、自席にて行います。

○議長（古川 徹君） 原田教光議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 原田教光議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農水産業振興についての御質問にお答えいたします。

1点目の地元農水産物需要拡大の取り組みについての御質問ですが、町の観光拠点施設で

あります海の駅九十九里の直売所において、片貝漁港で水揚げされた新鮮な魚介類や、地元で収穫された野菜を販売しているほか、ふるさと納税の返礼品として九十九里産コシヒカリや九十九里地ハマグリ、水産加工品などを数多く取りそろえるなど、地元農水産物の需要拡大に努めております。

2点目の小規模農家に対する支援についての御質問ですが、本町においては小規模農家に限定した支援策は実施しておりませんが、農地の保全や耕作放棄地の防止、または地域農業の存続を図るためには、小規模農家を含む多様な担い手が必要であると考えております。

次に、稲作農家経営安定対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の米の生産者価格及び生産調整の現況についてどのような認識をされているのかとの御質問ですが、山武郡市農業協同組合に確認したところ、令和3年産米の生産者価格である仮払金は1俵当たりコシヒカリで9,000円台で、ふさこがねで8,000円台であると聞いております。この価格は、前年度と比較して大幅に下落していることから、農業経営に大きな影響を与えるものと認識しております。

次に、令和3年産米の生産調整の現況としましては、作付段階から米価の大幅な下落が予想されていたことから、湿田地帯である本町においては、主食用米から飼料用米や加工用米への転換による生産調整を推進してきたところであります。

今後も需給バランスの維持と米価安定のため、集荷団体等と一体となり、需要に応じた米生産を推進していく必要があると考えております。

2点目の本年の飼料用米の生産実績についての御質問ですが、今年度においては40経営体が飼料用米による生産調整に取り組みされており、その生産量は349 t、面積換算値は62.6haとなっております。

3点目の飼料用米の継続的生産拡大に向けた支援策についての御質問ですが、国の制度であります経営所得安定対策を活用した飼料用米等の生産の複数年による契約や、国や県の助成により、米価に左右されない安定した収入が見込まれる飼料用米による出荷を推進するとともに、制度の仕組みや助成単価等の周知を図り、生産者の理解を得ながら飼料用米の継続した出荷と生産拡大に向けて支援してまいります。

次に、九十九里沖洋上風力発電事業についての御質問にお答えいたします。

1点目の洋上風力発電事業の実現に向け、本年の進捗状況についての御質問ですが、九十九里沖への洋上風力発電事業の導入について、町の将来的な産業振興や地域振興等につなげることを目的とし、町職員で構成する事業検討会議を本年10月1日に設置したところであり、

今後、事業の導入に向け調査研究してまいります。

また、先月11日には、九十九里沖での事業の実現に向け、事業者による関係市町村の担当者会議が開催され、現状と今後のスケジュール等について説明が行われたとの報告を受けております。

2点目の実現に向けた今後の具体的なスケジュールについての御質問ですが、昨年度は洋上風力発電事業の実施に当たり、有望な区域の国への情報提供について令和3年2月上旬に県から照会があったところですが、今年度の国への情報提供の時期について県に確認したところ、現時点ではまだ示されていないと聞いております。町としましては、国への情報提供に向け、関係者の理解が得られるよう、県と連携を図りながら対応してまいります。

次に、消防団員の加入促進及び処遇についての御質問にお答えいたします。

1点目の近年の消防団員数の状況についての御質問ですが、地域の消防防災体制の中核的な役割を担う消防団員につきましては、少子化や人口減少の影響により全国的に減少傾向にあり、地域消防力の低下が課題となっているところでございます。

本町の消防団においてもそれらは例外ではなく、令和3年4月1日現在、条例定数405名に対し実団員数は310名であり、条例定数を改正した11年前と比較しますと69名減少しております。

2点目の団員の確保についての御質問ですが、消防団員は地域に密着し、即時対応力などの特徴を生かせることから、町の防災・減災対策において必要不可欠であると考えております。町並びに消防団では、団員を確保するため、広報誌による募集のほか、各部において活動区域内で対象となる方への直接的な勧誘活動を実施しております。しかしながら、少子化の影響などにより、その確保に苦慮しているところでございます。引き続き一人でも多くの方に入団していただき、地域に根差した消防活動ができるよう努めてまいります。

3点目の女性の協力についての御質問ですが、消防団活動において、女性の方に団員となっただくことで、女性ならではのきめ細やかな視点を生かした火災予防に関する啓発活動や応急手当の普及、また災害時には情報収集等の後方支援に当たっていただくことが期待されるところでございます。また、男性団員と女性団員がそれぞれの持てる能力を発揮することにより、消防団の充実、体制強化、地域防災力の向上につながると考えております。

今後も消防団と協議を重ね、女性団員の募集方法やその活動内容、組織体制の整備などについて検討してまいります。

4点目の団員の処遇改善についての御質問ですが、全国的な消防団員の減少に歯止めをか

けるため、令和3年4月13日付で総務省消防庁から各市町村へ、消防団員の年額報酬の引上げについて通知がなされたところでございます。

この通知を受け、11月24日に消防審議会を開催し、本町の消防団員の報酬の見直しなどについて審議いただき、答申を受けたところでございます。現在、この答申に基づき、令和4年度からの施行に向けた条例改正等の準備を進めているところでございます。

次に、町バスについての御質問にお答えいたします。

1点目の近年の運用状況についての御質問ですが、町有バスは、町有バス使用に関する規則に基づき運用しており、町立小・中学校の児童・生徒の校外活動や各行政機関、及びこれに属する団体の行政視察、または調査研究に使用されております。また、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響から運行日数は減少している状況でございますが、コロナ禍前の過去3年間の平均では、年間150日の運行実績がございます。

2点目の車両の内容及び購入額、年間管理料についての御質問ですが、町有バスは平成6年に2,266万円で購入してから27年が経過し、走行距離は約35万kmでございます。

また、年間管理料につきましては、運行委託料のほか、燃料費及び修繕費等に係る経費で約300万円程度でございます。

以上で原田教光議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 町長、ありがとうございました。

それでは、1の①地元農水産物の需要拡大についての再質問いたします。

海の駅直売所、ふるさと納税の返礼品については承知をしております。今後も取扱い拡大を期待しておりますが、現在、コロナ禍を受けた消費者の行動や意識の変化に伴い、通販やインターネットを活用した販売方法の多様化が進んでおります。このことについて、どのように対応されるのか、お伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

通販やインターネットの活用というのは、消費の需要拡大の一つの取組には役立つものと考えておりますが、今現在の農業者は、自分で生産した産品を出荷するのに非常に手間がかかっていたり、これ以上の手間をかけるというところに積極的に取り組むという姿勢を持たない方も多いと聞いております。そういった方々にはそういった利点を説明するなど、成功事例の情報を伝えながら、そういった取組ができないか、調査研究をしてまいりたいという

ふうにご考えております。

また、インターネット等にかかわらず、需要拡大を進めていく上では、生産者や農協、県等関係機関、町がそれぞれの役割を担い、連携して取り組むことも必要であると考えておりますので、その辺についても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 農水産物を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな需要拡大につながるよう、今後もさらにインターネット、SNS等を活用し、ターゲットとなる購買層に向けた効果的な情報発信が必要と思います。ひとつ積極的に進めていただき、地元農産物の需要拡大について、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、1の②小規模農家に対する支援について再質問をいたします。

小規模農家は、地域の農業生産や農地の維持など大きな役割を果たしておりますが、経営規模が小さく、労力が限られ、今後、持続的に営農していくためには、農業所得の増加や農作業の共同化などを進める必要があります。

そこで伺います。

地域農家が協力して営む集落営農組織の育成支援も必要と思われませんが、このことについて町の考えをお聞きいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

小規模農家に限定した支援策は本町では実施しておりませんが、町長答弁でも申し上げましたが、今後の地域営農を考えると、集落営農等の組織的な営農の取組が検討されます。その中で、組織的な営農の取組の中で、小規模農家も担い手や中核を担う対象となることも考えられます。具体的には、地域の農業者等の話合いの中で、そういった方向性が見いだされていければと考えております。そういったところに取り組まれるよう、町としても支援をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 小規模農家が農業だけで経営を成り立たせることは厳しい現状にある中、それでも一人でも多くの担い手を確保していくことが必要であります。国は昨年、新たな食料・農業基本法、基本計画を定め、経営の規模や形態にかかわらず、経営改善を目指す

農業者を幅広く支援していくとのことであります。町は今後、この件について、国、県の動向を十分注視していただき、小規模農家に対しての支援をしていただきたいと、ひとつよろしくお願いたします。

次に、2の①米の生産者価格、生産調整の認識について再質問いたします。

本年、米の生産者価格の低迷により、農業経営に大きな影響を与えると認識しているとのことですが、当然にして町では対応を検討されていると思われませんが、その考え方についてお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

米価下落の影響を緩和できる策として、既存の策であります農業経営安定対策のメニュー等の推進を図ってまいりたい、そういった中で少しでも影響を緩和できるよう推進に努めてまいります。また、普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 2の②飼料用米の生産実績について再質問いたします。

昨年度の飼料用米の実績について、面積換算値でお答えください。また、前年比増減についてはどうかと、よろしくお願いたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

生産調整の取組としては、全体では22名の増、面積では39.8haほど増えております。具体的に申し上げますと、飼料用米では39名の増、面積では60.9ha増加となりました。加工用米では7名の減、面積では3.5haの減、備蓄米においては14名の増となりましたが、引受けの関係で17.6haほど減りました。加工用米、備蓄米等が減ったものに関しては、飼料用米に取り組んだ方が増えた結果であると認識しております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 2の③飼料用米の生産拡大における支援について再質問いたします。

稲作農家の経営安定には米の需給バランスの改善が必要であり、現況では、主食用米同様に栽培ができ、安定した収入が見込まれる飼料用米の転換が最も効果的であります。

本年度、県では、飼料用米の生産を拡大するため、国の助成に加え千葉県独自の支援を行

ってきたことは承知していますが、九十九里町独自の助成が残念ながらございません。近隣5市町、東金、山武、大網白里、芝山、横芝光では、10a当たり7,000円から1万1,000円の助成が従来から独自助成措置されております。ちなみに、隣の山武市では、10a当たり1万1,000円であります。

そこで伺います。

飼料用米の生産に対する町独自支援について、また近隣5市町との同様な独自支援策の対応ができなかった理由についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

町独自の取組ができなかった理由ということでございますが、町では現在の既存の制度である経営所得安定対策等を活用した飼料用米の生産、こういったものを推進したところでございます。

それと、町独自の支援につきましては、近隣の状況等も踏まえて現実的になるよう調査研究をしてみたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 稲作農家の経営の安定と農家の生産意欲の向上につながるよう、そしてこの飼料用米の生産に対し町単独助成の支援がされますよう、厚く要望し、本件に関する質問を終わります。

次に、3の九十九里沖洋上風力発電事業についての再質問いたします。

九十九里沖が洋上風力発電事業を導入する有望な区域としての、国に対して情報提供された後のスケジュールについてお聞きいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 情報提供がなされた後のスケジュールということでございますが、県から国へ情報提供の後では、国のほうでその情報提供に基づいて調査が行われると、調査を行った後、有望な区域であるということになれば有望な区域に指定されます。その調査の中には、第三者委員会等の意見もいただいた上での内容となります。

その後、有望な区域から、調査を経て、今度は促進区域というものに国が指定をしていきます。促進区域に指定になった後には、今度は公募により業者の選定をなされていくというふうなスケジュールで進んでいくというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 洋上風力発電事業の実現は、町の将来に大きく関わる課題であります。

九十九里の地の利を生かした事業実現のチャンスでもあります。事業が実現すれば、部品の製造、風車の保守管理等のメンテナンス作業など、これに伴う観光振興などにもつながるものであり、地域の雇用や税収を含む大きな経済効果が見込まれます。

町では、九十九里沖洋上発電事業の実現に向かって、関連団体への協力依頼等、また事業検討会議を設置されたことについては一定の評価はしますが、この事業の実現については大きな期待をしております。また、この事業に対し、町民の一人でも多くの理解者が必要であります。今後につきましては、進捗の状況等、定期的な経過報告について、よろしく願いをいたします。

政府は、10月にエネルギー基本計画を閣議決定いたしました。太陽光や風力などの再生可能エネルギーを主力電源と位置づけ、2030年度の電源構成に占める比率を36%から38%、約4割でございます、現状の2倍に引き上げることを掲げております。30年まではあと9年あります。電力を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えます。ひとつよろしく願いをいたします。

次に、4の①近年の消防団員数の状況について再質問いたします。

現在、条例定数に実団員数が満たない状況下で、条例定数等の見直しについてどのように考えているかと、よろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、消防団員の条例定数についてお答えをさせていただきます。

条例定数につきましては、せんだっての消防審議会でも諮問させていただき、来年の4月1日施行に向けて条例定数を329名、今の数から76名減で制定を考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 次に、4の②団員の確保について再質問いたします。

各部団員が、その地区内において、勧誘活動をしているのが厳しい状況であるとのこと。

町としては、この対応について、どのように考えておりますか。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 議員おっしゃるとおり、若い世代の人口が減少していることから、

公的な募集、それから現団員による勧誘のみでの団員確保には限界を感じているところでございます。

このため、消防団と協議を行い、団員報酬の引上げによる処遇改善、それから町外在住者でも本町の団員となれるよう団員任用の条件の緩和、さらには経験豊富な団員を確保するための定年制撤廃についてを消防審議会へ諮問させていただき、改善に向けた答申をいただいているところであります。このことから、今後、条例、それから規則の改正を行い、処遇改善を行い、団員確保に努めていければと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 次に、4の④団員の処遇改善について再質問いたします。

本年4月に消防庁から通知で年額報酬の引上げとのこと、しかしながら消防団の報酬等は各自治体で決定されるとのこととあります。報酬の現況と引上げについて見通しはどうか、また報酬以外の処遇改善についてどのように考えているかと、よろしくをお願いします。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 消防団の処遇改善でございますが、年額報酬の見直しを現在考えており、これも消防審議会に諮問させていただき、答申を得ております。

内容につきましては、現団員報酬でございますが、1万8,000円を2万6,000円に引き上げ、班長2万3,000円の団員報酬を3万2,000円に引き上げるよう、消防審議会のほうからの答申も得ております。そのほか、出動手当として、1回につき1,400円の出動手当を支払っておりますが、それにつけては国からの指示どおり8,000円を限度とし、処遇改善を図っていく予定でおります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 消防団関係の最後の質問となります。

消防団員の減少により、分団の再編成等の検討はされていますか。また、このことについて、どのように考えておりますか。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 消防団員が減少傾向にある中、今後さらなる減少が進んでまいりますと統廃合は必要になると考えております。現在も、将来を見越して、消防団本部と少しずつではありますが、会議等の中でその必要性を協議しております。

今後、統廃合する場合には、地域の防災力を低下させることのないように、出動範囲の見直し、各部の管理する施設の利活用などについて、さらに消防団と、また自治区と十分に協議を重ねながら進めていく必要があると思いますので、今後さらに検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 消防団は、公務員や農漁業者、JA職員、会社員ら、ほかに本業を持つ団員で構成されております。災害時には消火活動や住民の避難誘導、救助活動、救助に必要な人の捜索などに当たる、日曜日などに訓練し災害に備える、被害を最小限に抑えるには初動が肝腎であります。地域密着型の消防団は欠かせない組織であります。災害の多発化や激甚化等により団員数の減少の中で、団員1人の役割と危険性が高まった上に、毎月の水出し確認、機械点検、そしてポンプ操法大会準備など、休日も潰れるため若者に敬遠されがちだと、20代の入団者はここ10年でかなり減少しているとのことでもあります。

これは私ども九十九里だけではございません。危険を伴う活動のため、訓練に厳しさが伴うのは理解できるとしても、団員の精神的・肉体的負担の軽減する方策を探る必要があると思われまます。特に問題は少子高齢化と人口減少、ますますこの地域は進んでくると思われまます。対応を急がないと成り手がなくなり、地域防災の基盤から揺らいでくるといふふうに思います。

次に、5の町バスについて再質問させていただきます。

町バスは、児童・生徒の校外学習や各種団体の視察等になくはならない交通手段であります。大変多くの町民が利用されております。コロナ感染拡大にて、ここ2年間は運行が低迷していましたが、終息すれば元の運行日数、あるいはそれ以上に利用が増加されると思えます。町におかれましては、車両更新について、長期間、十分な検討をされていることと推測します。

先ほど申し上げましたが、走行の安全性を重視していただき、更新に向けて早々の決断をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 町長答弁でもお答えをさせていただきましたが、町有バスは購入以来27年が経過しており、現在の安全基準面が購入時と比較してもかなり強化されているのは事実でございます。また、ここ数年、修理箇所も増えており、利用者にも御不便、御迷惑をおかけしておりますので、そういったことも考慮し、更新の方向で進めております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 更新計画予定時期についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 令和4年度当初予算において、予算要求をさせていただいたところでございます。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 町バス走行の安全性を重要視しての更新ということで、早々に達成できますよう、厚く要望させていただき、私からの質問はこれにて全て終了といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日3日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時49分

令和3年第4回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月3日（金曜日）

## 令和3年第4回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年12月3日（金）午前9時36分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

---

#### 出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏝田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鏝田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	中村吉徳君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 教務局長	木原隆行君
教育委員会 教務局主幹	竹内秀樹君	農業委員会 農事局長	小森克彦君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠崎 肇 君 書記 大原 真弓 君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時36分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

◎日程第1 一般質問

○議 長（古川 徹君） 日程第1、12月2日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、4番、鎌田貴俊君。

（4番 鎌田貴俊君 登壇）

○4番（鎌田貴俊君） 4番、鎌田です。おはようございます。

議長の御承認をいただきましたので、令和3年第4回定例会における一般質問を行います。

質問に入る前に、この場をお借りして一言述べさせていただく時間を頂戴できれば幸いです。

3日ほど前に、本町の地域に根差した活動に関する記事が新聞に掲載されました。それは、町内で移動スーパーが運行を開始したというものでした。御覧になり、うっとりした気持ちになった方も少なからずおられたのではないのでしょうか。

記事の中で、地域包括支援センターの担当者は、住民の草の根運動が結実したと語ってありました。

そこで、こういった比較的行政の手の届きづらい分野において、今後とも地域と住民、ボランティアなどが連携して、このような地道な活動が実を結び、またそれがより一層広がりを見せることを期待するとともに、御尽力いただいた関係者の方々には、その御努力に対して改めて感謝の意を表したいと思います。

それでは、質問に入ります。

今回の一般質問では、大きく2つのテーマについて質問させていただきますが、最初の質問項目である、適正な管理がなされていない土地または家屋に対する課題は、実際に住民の方から何とかならないかと相談を受けた事例に端を発しております。もう一方の、給食費の

無償化については、町の施策の一環としてどうかという観点から投げかけさせていただいたものであります。

それでは、まず最初に、適正な管理がなされていない土地または家屋に対する対応についてから伺います。

近年、人口減少や既存住宅の老朽化、社会的ニーズの変化などにより、全国的に空き家が増加していることは御存じのとおりです。

ちなみに、全国の空き家は3年前の調査で849万戸あり、それは全ての住宅のうち約19%を占め、そして調査から20年後には、この比率が31%になると予測されています。つまり、それは住宅のほぼ3分の1が空き家になるということであり、そして3分の1ということは、まさに両隣のうち、どちらかの家には人が住んでいないという計算になることにほかなりません。

そこで、6年前に空家等対策特別措置法という法律が施行されたわけですが、これにより、行政が物件に立ち入って実態調査をしたり、所有者へ適切な管理を指導したりすることが可能となり、対処方法が一段と進展しました。

そして、本町でも、これに合わせて同時期に九十九里町環境美化条例が設定され、今日まで大変苦勞しながら、担当課が様々な対応を行ってきているところであります。

そこでお伺いします。

所有者が町外居住等で、周辺的生活環境に著しく支障が生じていると住民から相談があった場合の対応についてお聞かせください。

空き家が増加すると、倒壊のおそれや火災の危険性、犯罪等の発生要因、公衆衛生の悪化など様々な弊害が懸念されています。そのため、町環境美化条例では、まず所有者等が自己の所有する土地または家屋を適正な状態に保つことを義務づけています。

しかしながら、それらが守られずに周辺的生活環境へ支障を及ぼすおそれのあるときは、行政として現地に立ち入り、必要な調査を行ったり、所有者等に対し事情の聴取や指導等を行うことができるとしております。

そこで、次に伺います。

町環境美化条例に基づき調査、指導等を行った事例の年間件数、及びそのうち効果のあった件数をお聞かせください。

関係部署に調べていただいたところ、町内の居住用家屋のうち、町外に住んでいる方が所有している家屋は約2,100戸、居宅全体の約22%とのこと。さらに、相続との関係でい

例えば、昭和22年から24年までのいわゆる団塊世代の建てた家は、これから相続が本格化するという予測もあり、不在地主や家主等を探すことはますます困難となってくることが予測されます。

なお、本件とは直接関係ありませんが、これまでは、相続があった場合に不動産の登記義務はありませんでしたが、今年、関係法令が一部改正されて、相続した不動産の登記が義務化されました。ただし、施行は3年後からということです。

そこで、次に所有者等が不明の場合の追跡調査はどのように行うのか、御説明ください。

今年度策定された第5次九十九里町総合計画及び実施計画では、空き家等に対する施策を総合的かつ計画的に実施するため、九十九里町空家等対策計画を策定するとしております。そして、県内の自治体におけるこの空家等対策計画の策定状況を見ますと、54市町村のうち、約54%に当たる29の自治体が既に策定しております。

そこで、1つ目の大項目の最後の質問として、空家等対策計画の策定状況及び策定完了の見通し時期についてお聞かせください。

次に、大きな項目の2つ目、給食費の無償化を進める考え方についてお聞きします。

今回、このテーマを選んだ背景の一つは、先ほどの空き家対策とは異なり、直接財源が絡む問題でもありますので、すぐにでも検討を実施してほしいというよりは、この際、賛成・反対意見や、メリット、デメリットなど、無償化に関する議論を整理しながら、これからの教育行政に少しでも生かしていただければとの思いからであります。

もう一つの背景は、先ほど話題になりました第5次総合計画の考え方でありまして。計画を進める上で、3つの考え方が冒頭に示されておりますが、そのうち、特に2つの考え方について御紹介させていただきます。

1つの考え方は、厳しい財政状況が今後も見込まれる中で、選択と集中による戦略的視点で重点化を図ると書かれております。このことは、無償化が少子化、人口減少対策に影響を与えるものか、または戦略的視点として捉えられるかどうかという問題につながってきます。

2つ目の考え方は、九十九里らしさを捉えた独自性ある施策、事業の展開を図ると記載されていることです。

したがって、給食費の無償化が戦略的視点での重点化や、独自性ある施策、事業の展開等の兼ね合いにおいて、箸にも棒にもかからないという結論になれば、私の質問はこの時点において終了せざるを得ません。

そこで、まず給食費の無償化について町はどのように考えておられるのか、お聞かせくだ

さい。

今年、千葉県議会の6月定例会において同様の質疑が行われました。その中で、県教育長は、県内自治体の実施状況について、27の市町が何らかの保護者負担の軽減措置を実施していること、またこれらの実施状況を踏まえ、市町村への支援の在り方を検討するとともに、国に対して当該市町村への新たな補助制度の創設について要望していくと答弁されました。

また、県内自治体の実施状況の内容を見てみますと、保護者負担の軽減措置としては、大きく3つの方法に分かれます。1つは完全無償化、2つ目は第3子以降を無償化するなどの一部補助、3つ目は地元産の米の購入費などを負担する食材費の補助といったところです。

なお、負担軽減措置のうち、完全無償化は7つの自治体で実施していますが、全て町です。これは、対象児童・生徒の数によるものと思われます。一方、大きな市では対象が多く、完全無償化すると莫大な予算が必要となるため、比較的少額の予算で済む第3子以降の補助や、定額による補助となっているようです。

本町は、それらの自治体と比べると、規模的には中間に位置するように思えますので、いずれの施策もやりにくいともやりやすいとも言えます。また、既に実施しているそれぞれの自治体の思いはどのようなものか改めて考えてみると、一つには子育てしやすい自治体にしたい、もう一つは子供を大切にすまちづくりの一環としたいということではないでしょうか。このことは、常々、大矢町長が口にされていることでもあります。

そこで、お伺いします。

町は、無償化の検討をこれまでしているかどうか、お聞かせください。

次に、最後の質問である少子化、人口減少対策等の関連について、少しお話しさせていただきます。

本町における人口減少の推移を、要因別にその内訳を見ると、ざっくりの計算で年間の減少数は約300人。そのうち、出生者数と死亡者数の差で約200人の減少。転入者数と転出者数との差で約100人の減少となります。そして、出生、死亡者数はある程度自然体でやむを得ないと思いますが、転入・転出者数については、自治体間における様々な施策の実施状況により影響を受けるのではないのでしょうか。

そこで、最後の質問として、無償化に関して、子育て支援としてだけでなく、少子化、人口減少対策としても取り組むお考えがあるかどうかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 鍵田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 皆さん、改めましておはようございます。

鎌田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

なお、給食費の無償化を進める考え方についての御質問は、後ほど教育長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、適正な管理がなされていない土地または家屋に対する対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の、所有者が町外居住等で、周辺の生活環境に著しく支障を生じていると住民から相談があった場合の対応はどの御質問ですが、所有者が町外、町内の居住であるかを問わず、速やかに職員が現地に赴き、現状の調査を行った上、改善が必要な状況が確認できた場合、空き家等の所有者に対し、現状の写真と土地等の管理業者の一覧を同封した文書を送付し、現状の改善と適正な管理をお願いしているところでございます。

2点目の、町環境美化条例に基づき調査、指導等を行った事例の年間件数、及びそのうち効果のあった件数はどの御質問ですが、住民の皆様からは、台風発生の時期や、雑草などが繁茂する5月から10月頃にかけて多くの相談があります。本年度の4月から11月までに所有者に対して126件の通知を送付し、うち51件が改善済み、または改善の意思を示していただいております。

3点目の、所有者等が不明の場合の追跡調査はどのように行うのかとの御質問ですが、郵便の返戻等で所有者の所在が不明な場合には、居住記録のある自治体への住所照会が必要となるほか、所有者が死亡している場合は戸籍調査等を行い、相続人の有無を確認することとなります。

4点目の、空き家等対策計画の策定状況及び見通しはどの御質問ですが、令和4年度中の計画策定を目指し、現在、先行している近隣自治体に聞き取り調査などの情報収集を行っております。

今後、近隣自治体の情報や町で収集した空き家データなどを活用し、計画の策定を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、鎌田貴俊議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

(教育長 藤代賢司君 登壇)

○教育長（藤代賢司君） 鎌田貴俊議員からの御質問のうち、私からは、給食費の無償化を進める考え方についての御質問にお答えいたします。

1点目の、給食費の無償化について町はどのように考えるかの御質問ですが、給食費につきましては、学校給食法において、給食施設及び設備に要する経費や調理員の人件費等は学校の設置者が負担し、食材等に係る費用については、学校給食費として給食を受ける児童または生徒の保護者が負担すると定められております。

また、給食費の無償化に当たっては、毎年多額の費用を町が負担することとなりますので、現在の九十九里町の財政状況から見て、国、県等の補助金がない中で実施することは大変困難な状況でございます。

2点目の、町は無償化の方法を検討しているかの御質問ですが、現在、千葉県内では27の市町が、給食費について無償化、一部無償化、一部補助など保護者の負担軽減を実施していることから、本町といたしましても、既に導入している自治体の事例を参考にしながら、効果や問題点等について調査、研究を行い、判断してまいりたいと考えております。

3点目の、子育て支援策としてだけでなく、少子化、人口減少対策としても取り組む考え方はどうかの御質問ですが、少子化、人口減少対策は、本町にとっても喫緊の課題であると認識しております。学校給食の無償化は、少子化、人口減少対策に対する施策の一つとして、当然、ある程度は有効であると考えております。

先ほど、2点目で答弁いたしましたとおり、少子化、人口減少対策を含め、既に導入している自治体の事例を参考にしながら効果や問題点等について調査、研究を行い、判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、鎌田貴俊議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（古川 徹君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 4番、鎌田です。

それでは、ただいまいただいた答弁に関連して、再質問させていただきます。

それでは、まず、所有者が町外居住等で、周辺的生活環境に著しく支障を生じていると住民から相談があった場合の対応に関する答弁について再質問します。

先ほど、住民から相談があり、必要と判断したときは、所有者等に対し、現状の写真と業者の一覧をつけてお願いの文書を送付すると御答弁いただきました。それらのうち、ここでは特に古くなった空き家についてお聞きします。

空き地の雑草等は、草刈りをすればある程度改善しますが、空き家で廃屋のようになって

しまっている場合は、お願い文書の送付だけではなかなか対応してもらえないケースもあると思います。

そこで伺います。

先ほど、土地の管理業者の一覧を同封とありましたが、それ以外に何か助言や手助けとなる援助など、行政としてできることがあるかどうか、見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に、市町村の業務として、特定空家等の所有者に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言または指導することができると規定されております。

町といたしましては、所有者等からの相談があった場合、特定空家等に限らず、空き家の状況を踏まえ、取壊しや修繕等、それぞれの状況に合った助言は可能であると考えておりますが、本町には建築士等の資格を持った職員がいないことから、専門的な助言までは難しいものと考えております。

また、援助とのことですが、空き家は居住していない個人の財産であることから、助成金などの支援の実施は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

先ほど、私が質問の中で援助という言葉を使いましたが、それは御答弁の中にあつた助成金などの支援のことを指したのではなく、対処方法が分からず困惑している所有者がいたときは、可能な限りにおいて相談に乗ってあげていただきたいという意味ですので、よろしくお願いします。

いずれにしても、何も手がつけられずほっておけば、行政代執行という最終手段に向かうだけで、所有者と自治体の双方にメリットはありませんから、そこまでいかないような知恵と工夫が必要になってくると思います。

続いて、伺います。

あめとむちの例えではないですが、今後、特定空家として行政上の勧告を受けてしまうと、固定資産税等の住宅用地の特例が解除となってしまう、固定資産税の優遇が受けられなくなることも何らかの形でお知らせして、理解してもらうことも必要だと思っておりますが、いかがで

しょうか。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 固定資産税の優遇措置解除の周知の件ですが、議員のおっしゃるとおり、固定資産税の軽減措置が解除されるなど、所有者に対しマイナスとなる制度周知についても必要であると考えております。

今後、空き家等の管理を指導する際に分かりやすいチラシを作成し、同封していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 次に、環境美化条例に基づく調査、指導の年間件数、及びそのうち効果のあった件数に関する答弁について再質問をします。

先ほど、今年4月から11月までの8か月間に126件の通知をされたとありました。また、そのうち51件は改善済み、または改善の意思が示されたと同いました。そうすると、その両方の差である75件については、連絡がつかないか、または改善の意思がないということになります。

そこで、それら75件のうち、空き地などの雑草管理に関する件数と、建物が空き家となり周辺に危険を及ぼす環境となっている件数はそれぞれ何件なのか。また、それらの対象物件について、今後どのように対処する予定なのか、方向性が決まっていれば教えてください。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

雑草が繁茂する空き地での、文書送付後、未管理になっている件数が69件でございます。

空き家の未管理については6件でございますが、相続手続中の方や行方不明、経済的に対応が困難等の理由により未管理になっている状況でございます。このうち、歩行者等、周辺に危険を及ぼす可能性のある空き家が2件ございますが、消防や近隣住民の協力による応急対応を施しているものもありますので、定期的に状況を監視しながら、問題解決に向け対応を図ってまいりたいと考えております。

また、未管理の空き地、空き家については、町の環境美化制度を理解していただけるよう周知を図るとともに、所有者の責務により早期に対応していただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 4 番、鎌田貴俊君。

○4 番（鎌田貴俊君） それでは、次に、町環境美化条例によれば、土地または家屋の所有者が適正な管理を行わない場合、段階的に指導、勧告、命令ができることとされております。

そこで伺います。

実際に、これまで指導書、勧告書、命令書を送付して対応した事例があるかどうか。また、特に家屋については、現在でも廃屋に近い状態で周辺に危険を及ぼすと思われる家屋が見受けられますが、今後、それらについて特定空家に指定し、改善の勧告をするお考えはないか、お聞かせください。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

指導以上の対応についてですが、環境美化条例の制定時には条例に基づき指導書の発行をしておりましたが、平成28年度から近隣自治体の対応と足並みをそろえるため、文書を受け取った側の現状を織り込み、自主的な対応を促す、現在の軟らかい文面に変更しております。これまで、勧告以上の強い対応はできていない状況でございます。

また、今後、勧告等をしていくためには、現場の状況により段階的に判断できる基準が必要だと考えておりますので、空家等対策計画の整備と併せ、早急に基準の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 4 番、鎌田貴俊君。

○4 番（鎌田貴俊君） 次に、所有者等が不明の場合の追跡調査に関する答弁について再質問します。

先ほど、郵便の返戻等で、所有者の現状が不明の場合の対応方法について御答弁いただきました。しかしながら、郵便を出す以前に、所有者が誰か分からないケースもあります。また、所有者が既に死亡している場合でも、すぐには死亡の事実が分からないこともあります。

そこで、それらに対処するため空家等対策特別措置法が施行され、税務担当部署と書面を交わすことにより、当該空き家に係る納税義務者を知ることが可能になったと思います。また、相続手続の中でも、税務担当部署に届け出られた相続代表者を知ることができるようになったはずであります。

そこで伺います。

所有者等が不明の場合は、税務課に届け出られた当該空き家の納税義務者や相続代表者の

データを提供してもらえば、事務手続が省力化になるのではないかと思います、その点に関してお聞かせください。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

これまでは、町環境美化条例を基に個人情報の取扱いについて判断をしていたことから、法務局の不動産登記情報により所有者情報を把握してきたところでございます。

現在は、空家等対策の推進に関する特別措置法により、空き家がある場合に限り、税情報の活用が可能であることが分かりましたので、個人情報の取扱いを変更したところでございます。これにより、従前よりの確かな情報を基に、所有者への対応が可能となっております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） それでは、次に進みます。

空家等対策計画の策定状況及び見通しに関する答弁について再質問をします。

空家等対策計画の策定に関しては、第5次九十九里町総合計画において、平成29年に実態調査と所有者へのアンケートを実施し、結果をデータベース化したと記載されております。つまりこのことから、計画策定は3年前に既にスタートしており、御答弁いただいたとおり、令和4年度中の策定はぜひお願いしたいところです。

一方、現状において、既に周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家も増加しつつあります。また、中には所有者にとっても、家屋を取り壊して売却できるのかどうかなど、対処の方法が分からず困惑しているケースもあるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

周辺住民の生活環境に影響を及ぼしているケースでは、単に指導するだけでなく、対処方法に関して、所有者からの相談に乗れる行政側の体制をつくることも必要であると考えますが、そのような事柄を計画に盛り込むことについて見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 空き家等に対する相談窓口を設けることを計画に盛り込むことは可能であると考えておりますが、職員では不動産取引や建築などの専門的な対応は困難であると思われるため、計画策定と併せ、その対応についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 4 番、鑓田貴俊君。

○4 番（鑓田貴俊君） 続いて、関連してさらにもう 1 点伺います。

計画策定と並行して、外部の不動産関係団体等と協力して利活用への連携を深めることについて、その可否について見解をお聞かせください。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

不動産の取扱いについては、専門的な事業者の協力が不可欠であると考えられますので、不動産関係団体からの支援についても必要であると考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 4 番、鑓田貴俊君。

○4 番（鑓田貴俊君） 御答弁ありがとうございました。

空き家対策については、自然的に問題が解消することはあり得ませんので、先ほど御答弁をいただいた判断基準の準備を早急に御検討いただき、これから先も御苦労が続くと思いますが、よろしく願います。

次に、給食費の無償化に関する町の考え方について再質問します。

先ほど、給食費について、学校給食法により学校設置者と保護者による負担のすみ分けが定められている旨の御答弁がありました。

もとより、今回、本件を質問項目とした趣旨につきましては、直ちに実施できるかどうかというより、給食費の無償化という点について、あえて考え方を議論したく質問項目にさせていただいたものであります。

したがって、昭和29年、つまり67年前に施行された学校給食法に定められているから、そのとおりにしているとお答えいただいたのでは、現在の社会情勢に沿った議論の余地がなくなってしまうのではないのでしょうか。

また、あえて法律の点に関して言いますと、同じく学校給食法では第 1 条において、学校給食は食育の推進であることがうたわれておりまして、そもそも給食といえども教育活動の一環であることが分かります。

また、一般論として、保護者負担分について、受益者負担だからやむを得ないとする意見もありますが、これは「義務教育は、これを無償とする。」とした憲法第26条と整合しません。

しかしながら、それらのことは国の議論に任せるにしても、2 点目の御答弁にもありまし

たように現実問題として、県内54自治体のうち半数の市町が何らかの保護者の負担軽減策を実施しているわけであります。

そこで、改めてお聞きします。

そのような他市町の状況を踏まえた上で、本町としてはやりたいけれども無理だと考えるのか、または庁舎内で議論しつつ、将来的な実施に向け努力したい気持ちはあるというのか、もう少し突っ込んだ考えをお聞きしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本町の厳しい財政状況の中、継続的に学校給食の財源を確保し提供していくことは、大変厳しいと考えております。

教育委員会といたしましても、近隣市町村の実施状況を注視しながら、支援の在り方につきまして検討するとともに、県に対しまして新たな補助金制度の要望をしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） もう1点、先ほどの御答弁の中では、無償化に関しては財政的な観点から難しいという答弁もありました。

令和2年度の給食事業特別会計における事業費のうち、保護者からの収納額は3,100万円でありまして、この金額を毎年継続して負担することについて、現状、困難と考えるのは、ある意味当然と言えます。

ただし、ここに給食センターさんに調べていただいたデータがあります。食数を前提とした数字だと思いますが、現在の児童・生徒数が小学校、中学校合計で約760人。そのうち、約半数が兄弟2人以上の世帯とのことです。

これをさらに分析すると、小・中学校で兄弟が2人いる世帯が約170世帯、3人目がいる世帯が約30世帯。一方、給食費を年額で捉えると小学生が5万2,800円、中学生が6万2,400円となります。これを世帯数に掛け合わせると、年額を仮に5万5,000円とした場合、2人兄弟の世帯のうち、2人目のみ負担すると約935万円、3人目がいる世帯の3人目のみ負担すると約165万円が必要となる計算となります。

あえて、なぜこのようなくどくどした計算を御披露したかと申しますと、約165万円を何とか捻出できれば、他の自治体と同様、第3子以降の無償化を実施できるということになる

からであります。

そこで伺います。

直ちに完全無償化は無理としても、将来に向けた布石として、取りあえず第3子以降の無償化に取り組むという考え方について、見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、完全無償化と第3子以降の無償化を比較いたしますと、町の財政負担のほうがかなり軽減されます。

しかしながら、いずれにいたしましても町は継続して経費を負担することとなりますので、第3子以降の無償化につきましても、大変厳しいものと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 次に、無償化の検討状況についての答弁に対して再質問させていただきます。

先ほど、県内の自治体では、27の自治体は何らかの形で保護者の負担軽減を実施している旨の御答弁がありました。それらのうち、先ほど議論しました第3子以降の無償化のほか、一部補助については定額補助を行っている自治体もあります。

例えば、本町に当てはめた場合、仮に給食費年額の1割程度として1人5,000円を760人全員に補助しても、年間380万円で実施できます。また、自治体によっては、地元の食材を現物で提供しているところもあるようです。

そこで、お聞きします。

先ほど、他の自治体の事例を調査、研究して判断していく旨の答弁をいただきましたが、調査、研究といった言い回しは国や県に譲るとして、もう少し生々しい議論をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、このくらいの予算ならば庁舎内で議論してみるとか、食材提供ならば魚はイワシ、野菜ならばネギなどの購入費を補助できるよう検討してみるとか、そういった負担軽減策に関して見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、県内では地元の食材等、現物給付している自治体もございます。

しかしながら、一部無償化等につきましても、先ほど答弁にもありましたとおり、町が継続して財源を確保することとなりますので、導入に対しましては関係各課と慎重な検討が必要になるものと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 財源との兼ね合いということであれば、教育委員会にこれ以上申し上げても限界があるということかもしれません。ただし、この場には町長、企画財政課長もおられますので、少しでも頭の隅の記憶に残していただけることを期待したいと思います。

最後に、少子化、人口減少対策としての取組に関しての答弁に対して再質問させていただきます。

先ほど、学校給食の無償化は、少子化、人口減少対策として、ある程度有効であると御答弁いただきました。なお、人口減少は全国的な問題ですが、人口を一つの限られたパイと捉えれば、あとは各自治体間での人口の奪い合いとも解釈できます。

そこで、最後にお伺いします。

他の自治体を参考にするだけでなく、一面において自治体間の競争意識を持つ中で、とりわけ近隣自治体より一歩先んじて、無償化を本町の魅力としてPRすることも必要であると考えますが、その点についての御見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） 議員のおっしゃいますとおりに、学校給食費の無償化や一部無償化等は、子育て世帯の保護者の経済的な負担が軽減され、子育てしやすい自治体、また子供を大切にするまちづくりの一環という観点では大変大切な施策の一つであり、本町をPRする有効な取組の一つであると考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 長時間にわたり御答弁いただき、ありがとうございました。

今回は、質問する中でちょっと行き過ぎた言葉や失礼な言い回しもやむを得ず出てしまったかもしれませんが、町の将来を共に考えたいとの思いから出たものでありますので、お許しいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は10時40分です。

(午前10時22分)

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時37分)

---

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

(13番 谷川優子君 登壇)

○13番（谷川優子君） 2021年12月定例議会の一般質問を行います。

まず、最初に九十九里町の農業政策についてお伺いいたします。

先日、農民新聞を読んでいたら「農家は米作って飯食えね、国民はまともに飯食えね」、こんな見出しが出ていました。米価下落の記事でした。コロナの影響で外食産業の供給が止まり、20年産米の在庫が倉庫に積み上がっているとのことでした。

また、その一方で、コロナ禍で生活が困窮している人への食料支援の取組をしている仲間の話では、学生、女性、高齢者の多くが、食料支援に列をつくっているということがありました。コロナの影響で、減収により買いたくても買えない。食べられない人が確実に存在します。

そんな中、女子学生が2kg、3kgと小分けしたお米を大事そうに抱えて、ああ、何日かぶりでこれでお米を食べられる、こんなことを言って帰っていったそうです。そんなとき、ニュースでオリンピックの大量食品廃棄問題が出されていました。生活が困窮している人にとって、この大量食品廃棄のニュースがどのように映ったのでしょうか。

また、生産現場では、高齢化、後継者不足、そして米価の大暴落、このままでは多くの農家が米作りを諦めてしまうのではないかと、そんな思いがしました。

日本共産党は、市民と野党の共通政策として最低賃金1,500円を目指す、8時間働けば暮らすことができるルールの実現を掲げました。これを米価に試算すると、時給1,000円で日給8,000円、米価に直すと1万7,720円。また、時給1,500円で日給1万2,000円にすれば、米価は2万1,720円との試算が出ていました。私たちは、価格保障制度を基本に、所得補償制度を適切に組み合わせて、農業経営を安定的に持続させる政策を国に求めています。

お伺いします。

1点目、令和3年産の米価下落の影響。そして、2点目、収入減少影響緩和交付金などの活用はどのようにされているのでしょうか。3点目、稲作農家経営所得安定対策事業などの活用はどのようにされているのか。4点目、飼料用米の転作状況はどうでしょうか。また、5点目に、担い手づくりについての町の対策をお伺いいたします。

2点目は、ジェンダー平等の実現についてお伺いいたします。

ジェンダーとは、生物学的な性別に対して、社会的、文化的につくられる性別、男女のことを指しています。

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められています。しかし、まだ不十分な中にあります。

男女共同参画社会基本法の中に明記されている第9条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策」、また「地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と、このようになっています。

そこでお伺いいたします。

1点目、小・中学校のジェンダー問題に対する取組あるいは学習は、どのようにされているのか。また、2点目、パートナーシップ条例の制定は考えているのか。3点目、各申請用紙の性別欄についての対応についてお伺いいたします。そして、4点目は町の職員の役職、地位について男女平等になっているかをお伺いします。

次に、地域公共交通についてお伺いします。

交通手段を持たない高齢者や住民にとって、地域公共交通の問題は大変深刻な問題です。買物に行くにも病院に行くにも不自由さを感じています。いつでも行きたいところに行ける、こんな当たり前のことができません。

私も、公共交通については今まで何度も取り上げてきました。一日も早い地域公共交通の実現に向けて、質問をいたします。

1点目、10月より実証実験が始まりましたが、状況をお聞かせください。2点目、地域公共交通会議の中で、アンケートの検証を受けて、今後どのような計画で進むようなお話になっているのかをお聞かせください。3点目、会議の中で、各委員の意見を町はどのように受け止めているのかをお聞かせください。

再質問は自席で行います。

○議 長（古川 徹君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

なお、ジェンダー平等の実現についての1点目、小・中学校の取り組みはどのようにされているのかの御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに農業政策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、当町の米価下落の影響はとの御質問ですが、中長期的な米離れに加え、新型コロナウイルスの影響による業務用米の販売不振などにより在庫が過剰となり、令和3年産の米価が大幅に下落したことは、町内の生産者にとっても非常に厳しい経営を余儀なくされる状況であると認識しております。

2点目の収入減少影響緩和交付金の活用は、3点目の経営所得安定対策事業の活用は、及び4点目の飼料用米の転作状況はとの御質問につきましては、経営所得安定対策に関連する御質問ですので、一括でお答えさせていただきます。

収入減少影響緩和交付金は、当年産の対象品目の販売収入が標準的収入を下回った場合、その差額を国の交付金と農業者の積立金で補填するものであり、今年度において23経営体が本制度を活用しております。

次に、経営所得安定対策事業のうち、水田活用の直接支払交付金は、水田をフル活用し、食料自給率・自給力の向上を目的とした制度であり、本町では、対象作物のうち加工用米、飼料用米で41経営体が本制度を活用しており、うち40経営体が飼料用米による転作に取り組み、349 t 出荷されております。

5点目の、担い手づくりについての町の対策はとの御質問ですが、町では次世代を担う農業者となることを目指す新規就農者に対して、農業次世代人材投資事業を活用し、経営が不安定な就農後5年間について、一定額の資金を交付することで早期の経営確立を支援し、担い手の育成に努めております。

次に、ジェンダー平等の実現についての御質問にお答えします。

2点目の、パートナーシップ条例の制定は考えているのかとの御質問ですが、パートナーシップ制度を導入している自治体では、同性のカップルなどを婚姻に相当する関係と公的に認め、自治体独自の証明を行っており、本県においても3市で取組を行っております。

本制度は、全ての人個人として尊重される社会の実現に向けた取組の一つである一方、制度に関して様々な意見があることも認識しておりますので、国や近隣自治体の取組など、今後の動向を注視してまいります。

3点目の、各種申請用紙の性別欄の対応はどの御質問ですが、各種申請書等における性別欄につきましては、近年、性の多様性についての理解や配慮を求める動きが広がっており、国や都道府県等において、必要性や記載の方法について見直しが行われております。本町においても、各種申請書等の実態把握に取り組み、見直しに向け検討を進めてまいります。

4点目の、町職員の地位はジェンダー平等になっているのかとの御質問ですが、職員の任用については能力の実証に基づいて行っており、性別によって決定されるものではございません。

次に、地域公共交通会議についての御質問にお答えいたします。

1点目の、タクシー実証実験についての御質問ですが、本年9月より申請受付を開始し、10月より実証実験をスタートしたところでございます。

これまでに利用助成の対象者の15%に当たる40名から申請をいただいております。また、10月の利用状況を申し上げますと、3名の方が買物と通院への移動に利用されておりました。引き続き、利用状況の把握に努めてまいります。

2点目の、アンケートの検証についての御質問ですが、第5次総合計画策定時に町民を対象としたアンケート調査では、公共交通に関して3項目の調査を行ったところでございます。この際、作田丘地域において、公共交通に対する切実な問題を改めて認識したところでございます。

このアンケートなどの結果からも、早急な対応を図る必要があると認識したことから、公共交通会議を立ち上げ、実証実験を実施しているところでございます。また、本年度末にはアンケート調査を実施し、実証実験の中間的な状況把握を行う予定となっております。

3点目の、委員の意見についての御質問ですが、公共交通会議につきましては、本年度、書面会議を含め2回実施しているところでございます。

公共交通事業者からは、コロナの影響による乗客の減少から収支状況が悪化し、事業の継続に苦慮していることなど、逼迫した状況を伺っております。また、地域住民代表の方からは、高齢者世帯における公共交通に係る利便性の向上対策への切実な思いなどを伺っております。

今後も、引き続き公共交通会議を開催いたしまして、町の公共交通施策に活かしてまいり

たいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 谷川優子議員からの御質問のうち、私からはジェンダー平等の実現についての御質問にお答えいたします。

1点目の、小・中学校の取り組みはどのようにされているのかの御質問ですが、学校ではジェンダー平等も含めた人権課題の解消に向け、人権教育を推進しております。

人権課題は、多岐にわたります。そのため、各小・中学校では、ジェンダー平等も含めて様々な偏見や差別をなくしていくため、児童・生徒が自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識や態度が育つよう、学校教育活動全体で取り組んでおります。

今後も、ジェンダー平等も含め、正しい知識と行動により偏見や差別を未然に防ぐよう、小・中学校の児童・生徒の発達段階に応じた指導を進め、人権擁護に取り組んでまいります。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 米価下落の影響についての再質問を行います。

今年の米価は、8,000円から9,000円に暴落する勢いようです。このままでは、農家は1俵出荷するたびに1,000円、2,000円と損をして、つまり言い換えれば1,000円、2,000円をつけないといけない、こんな状態がいつまでも続けられるはずはありません。まさしく稲作崩壊の危機です。

米の需給と価格の安定を図れるように、政府による過剰米の買入れなど、価格の安定が必要ではないかと思っています。もちろん、これは国策です。しかし、国策だから仕方がないということではなくて、町としても具体的に、そういった農業の大変さの声を上げているのかどうなのか、教えてください。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

米価の下落についての御質問ですが、米の生産調整の円滑な推進については、主食用食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、平成30年度以降は、行政による都道府県別への生産数量目標等の配付は行われなくなり、国が策定する米穀の需給の見通し等の情勢を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組

むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需給拡大、米粉用米や飼料用米等の生産、利用の拡大の取組が必要であり、今後も継続して取り組むことが農業経営の安定に資するものと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、その自給率の、課長から今、回答をいただいたんですけども、こうした状況でもミニマム・アクセス、つまり最低輸入機会米を77万tも国は輸入し続けているんですね。こうした矛盾した国策を取っています。

過剰在庫を買い上げて、市場から隔離して暴落を止める、こういった全国知事会の意見書なども出ていると思うんですけども、それは首長会でも承知されていて、首長会としてもそういった対応をされているのかどうなのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） ミニマム・アクセス米による影響ということでございますが、議員おっしゃるとおり、国ではこれまでミニマム・アクセス米の、国産米の需給にできるだけ影響を与えないようにするため、加工用や支援、援助に回してきました。

また、主食用に回った場合は、同量の国産米を加工や援助用に締め切ることとしておりまして、影響緩和をしているものという制度で動いているものと認識しておりますが、私、個人的には、少なからずこの影響はあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 20年産米の飼料用米への転換に当たっては、生産者への産地交付金などの加算も図ったり、また主食用米並みの所得を保障することが、今、されていると思うんですけども、飼料用米経営所得安定対策は一時的なものではなく、今後も続くものなのかどうなのか、教えてください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

経営所得安定対策の中の水田フル活用事業の中に、飼料用米ですとか加工米に取り組んだ場合に、10a当たり、本町の場合ですと8万円、それに産地交付金等の加算等がなされて、米価下落の緩和の策というものになるかと考えております。

こういった制度は、今後も引き続き普及、推進していきたいと考えておりますので、御理

解のほどよろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

米栽培農家が作り続けられるためには、10a 当たり10万円の収入が最低限必要だという声が、飼料用米を生産している農家から出されておりますが、2009年度、国の予算で措置された10a 当たり5万5,000円の支援となっておりますけれども、これでは安定した飼料用米生産を続けることができないという声もありますけれども、試算についてはどうなのでしょう。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前11時02分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

---

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 飼料用米の助成内容でございますが、本町の場合は10a 当たり8万円を交付する単価となっております。本町の基準反収のほうから導き出しますと、8万円という交付単価になると考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次は、担い手づくりの町の対策について再質問を行います。

担い手対策として、価格保障の再建や営農条件の改善と一体で多様な家族経営で、できる限り維持することが、今、重要視をされています。

農業の経営安定対策や各種の補助金は、大規模化や法人化を条件にしないで、地域に存在する、続けたい人、やりたい人を含む全ての対象、つまり担い手づくり、小規模の担い手づくりの人も対象にされているのかどうか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

小規模や中小の農家への支援というところだと思いますが、昨日の原田議員にもお答えし

ましたが、今後の地域営農を考えると、集落営農等の組織的な営農の取組が検討されています。集落営農等の組織的な営農の中で、家族農業ですとか小規模農家も、担い手や中核を担う対象となることも考えられます。

具体的には、地域の農業者等の話合いの中で方向性が見いだされるものだと考えておりますが、家族農業や小規模農業についても引き続き支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 担い手づくりの再々質問をさせていただきます。

今、小規模農家も守っていくという方針だと私は理解したんですけども、この中で19年度から導入された、いわゆる収入保険制度。加入対象が販売農家の約2割にすぎない青色申告者に限っていると。補填基準になる収入も、過去5年間の平均9割であることから、価格下落が続けば、当然、基準収入も底なしで下がる仕組みになっていると思うんです。先ほどから言うように、担い手を育てるために、加入農業者の安心を保障するものとはとても言えないと思うんです、導入された保険制度では。

せめて、差し当たって対象者を青色申告者だけではなく、白色、全ての基準になる、そういう農家を対象に、そういった保険が使われるというような制度にしていかなければいけないと思うんですけども、どうでしょうか、どのように考えていますか。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃる収入保険につきましては、青色申告をしていることが加入の条件となっております。しかし、今の農業者の申告状況は、白色であっても収支を区別して申告している状況でございます。

そういった方々に、青色申告へ仕向ける、言葉が適切ではありません、青色申告へ促すというようなことを取り組んでまいれば、さほど複雑なことをしなくても青色申告には対応できるのではないかと考えております。

いずれにしろ、青色申告をやる上では税務署等への手続が必要になってきますので、その辺のところを普及してまいれば、収入保険の加入要件の青色申告を取り組めると考えておりますので、農業者等と情報共有を図りながら、青色申告が増えるよう推進してまいればと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 全ての農家の方が安心して使えるような保険、そういった制度にしてください。

21世紀の世界は、食料は金を出せばいつでも輸入ができる時代ではありません。気候変動などで生産拡大の制約が強まる一方、途上国の人口増などで需要拡大が続き、政府自身も世界の食料需給は中長期的には逼迫すると予測しています。

食料の6割以上を外国に頼る日本が、農業をさらに潰して輸入依存を深めるなど、とても考えられません。国に対して、農業を守る立場に立った政策を求めるよう、町も言ってほしいと思います。

次に、ジェンダー平等についてお伺いいたします。

男女平等に関連した授業は、どのくらいの割合で実施されているのか。いろいろ調べてみますと、小学校男女平等教育指導だとか中学校男女平等教育指導の手引だとか、いろいろあるようですけれども、小・中学校において、男女平等に関連した何らかの授業がかなり高い割合で実施されている。自治体によっては、実施率が小学校で95.9%、中学校で100%、男女共同参画の中でそういった結果も出ているようですけれども、九十九里町はどうなんでしょう。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃられた授業の実施率でございますが、各小・中学校とも全て実施しております。

あわせて、時間のほうですけれども、小学校のほうでも3つの小学校を平均して各小学校で約14時間、実施しております。中学校では、3年間を通しまして16時間実施しているということを報告を受けております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） その時間を実施率にすると何%ぐらいになるのかということをお伺いしたいと思います。

第7条では、教育の責務として、学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成において果たす教育の重要性に鑑みて、個々の教育本来の目的を実現する過

程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めなければならないとなっていますけれども、この率とすると、例えば私がちょっといろいろ調べたところだと、どこだっけな、岡山かな、岡山の学校ではきちっと何%、100%実施していますとか、小学校では95%実施していますというのがきちっと、岡山では、小学校の例を見ると、そういう実施率が95.9%、中学校では100%と出ているのでそういった出し方は、14時間というのがどの程度になるのか、教えてください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） 先ほど申しました実施率というものにつきましては、各小・中学校のほうでそれだけの授業を実施しているということになっております。

ですので、本町の男女平等の教育に関するものにつきましても、同じように各小・中学校で取り組んでいるということで、以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次は、私も過去の一般質問でもやりました、パートナーシップ制度の導入についての再質問を行います。

パートナーシップ制度を導入した地方自治体の幾つかでは、制度利用者に対して公営住宅への入居を認めたり、手術の際、病院に入院したり何かしたときに同意を求めたり、認めたりしている。そして、2015年からパートナーシップ制度はどんどん広がって、今は百幾つか、にかなり広がっている自治体でパートナーシップ制度が施行されています。

同性カップルの存在を正面から認めることは、自治体の規模に関係なくできることです。近隣自治体の動向を注視するというのが、前回、私が3年前に質問したときの町としての回答でしたけれども、具体的な対応を聞かせてください。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

性的マイノリティーの方々の日常生活での不便を解消するためにも、町としてパートナーシップ宣誓制度の導入を検討すべきではないかという御質問ですが、先ほど町長からお答えさせていただきましたとおり、県内では千葉市、松戸市、浦安市の3市でパートナーシップ宣誓制度を導入してございます。また、船橋市と習志野市において、導入に向けた検討を開始していると伺っております。

これらの自治体に対しましてヒアリングをさせていただきましたところ、いずれの自治体におきましても、当事者団体からの要望あるいは議会への陳情を契機として、検討を開始し

たということでございます。

一方、本町におきましては、性的マイノリティーの方々がいらっしゃることは存じてございますが、日々の御苦勞に關しまして相談などを受け付けたという実績はございません。また、国におきまして同性婚を認めていない中で、自治体独自にパートナーとして認定するということに対して、反対される御意見があるということも伺ってございます。

とはいえ、SDGs等の取組目標をはじめまして、性的マイノリティーの方々の人権を守るといふことは世界的な潮流でございます。日本におきまして、関係団体の方々の御努力によりその必要性が、徐々にではありますが社会に浸透してきていると考えてございます。

パートナーシップ制度導入につきましては、社会が性の多様性を認めることが必要となつてございますので、この動きを注視し、制度の導入に向け、引き続き研究を続けてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはりパートナーシップ制度というのは、存在すること自体が大事なことだと思うんです。むしろ、国より規模の小さい自治体の制度だからこそ、法律に比べて住民の声が反映されやすいという。

制度のある自治体に、またはこういった制度のある自治体に安心して、性的マイノリティーの住民の方が引っ越ししてこられると、そういったことにこれからなっていくと思います。早期の実現を強く要望します。答えはいいです。

各申請等についての性別欄について。

これも、多様性の方にとって男か女か書くこと自体が、大分苦痛だということだそうですね。わざわざ書かなくても、書く、書かないを本人の自由に任せるといった形で、あえて男とか女とかという、そういった申請時の性別欄を書いていないと。

そういったことで、私も質問をしたんですけども、どうもそれが何か3年たっても同じような回答なんですね、調べてみますという、これから各自調べて検討しますみたいな。だから、早期の実現をぜひお願いしたいと思うんです。

あとどのぐらいの時間でそういったことができるのか、申請欄の男女性別の精査をするのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

多種多様の申請書類が存在いたしますので、総務課のほうで実態調査を行いたいと思います。その調査につきましては、今年度中に実施できるように進めてまいります。

また、見直し時期も絡んでくるかと思いますが、その時期につきましては、実態調査が終了後ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） これは人権問題なので、ぜひ早期にやってください。

それと、4点目の町職員の男女平等の、地位の平等になっているかという再質問をさせていただきます。

何か町長の回答ですと「職員の任用については能力の実証に基づいて行っており」、このような、一番最初に町長より回答があったと思うんですけども、私が議員になってから22年になりますけれども、その間、私が知っている限りでは、課長職に就いた女性は現在で4人だと思うんですね。

能力云々という回答になると、では男性よりも女性の職員のほうが能力が劣っているのかなというふうに解釈もできるんですけども、再度回答をお願いします。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） ただいまの御質問ですが、女性職員の管理職の登用につきましては、男女関係なく、職員の能力、実績などの資質を総合的に判断して行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、私はやはり女性の視点での行政も大事だと思うんです。男女共同参画という、そういった会議が行われているにもかかわらず、こういった男女の比率、職員の管理職の比率、あまりにも低いんじゃないかと。

それが、能力に応じてということになると、ではその根拠は一体どういった根拠なのかということをお答えいただきたいと思うんです。能力に応じてという、決めた根拠は。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 能力という言葉でございますが、現在、人事評価制度を登用しております。そういったところで、相対に評価をしながらというところも見て判断をしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） もうこれで質問をしても、多分、課長は答えられないと思いますけれども、能力というのはやめたほうがいいと思います。十分に気をつけてください。

次に、地域公共交通会議について再質問を行います。

先ほどの町長の答弁ですと、申請が40人からあった。ところが、実際利用したのは3人だということなんですけれども、この実証実験について、目的地によって自己負担が高くなるなどして、利用しづらいということはないのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 今回の実証実験では、交通弱者対策といたしまして年齢要件であるとか地区の要件、そういったものをつけさせていただいておりますが、今後、対象者のアンケートを計画してございますので、その中に改善項目も載せさせていただきまして、こういった御意見を伺いながら公共交通会議に諮って、改善を加えさせていただく考えてございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはり使いづらいということが、要するに補助が少なくて自己負担が多いから使えないということも考えられるんじゃないかと思います。

再々質問なんですけれども、大網白里市や山武市、東金市などの地域公共交通を実施しているこういった自治体では、中型のマイクロバスや何かを、あるいはデマンドタクシーなどを走らせているようなんですけれども、公共交通会議の議事録を見ても、具体的な方向性は見られないんですけれども、課長、どうなのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 今回の実証実験を含めまして、既存のタクシー事業者を活用した公共交通施策としては、デマンド交通に限らず、多くの可能性を秘めていると考えてございます。

私どもといたしましても、今回の実証実験で予定しておりますアンケート調査の結果を考察いたしまして、公共交通会議の中で意見を伺った上で判断してまいりたいと考えてございます。

また、公共交通会議では、公共交通事業者から、他市町の事例といたしまして、デマンド交通を年齢や行き先の制限をかけずに事業展開をした場合、バス事業者は必要なくなってしまうと。また、ほかの委員からは、デマンドのルールをしっかりと決めないと、地域のサポー

トとしてはいいが、公共交通機関の役割を奪ってしまうことにつながる。それが九十九里町で起きないように、きちんとした交通の役割分担を担う仕組みを考えなくてはならないと、そういった御意見がございました。

この御意見を踏まえまして、デマンド交通に限らず、町が実施する交通対策は公共交通事業者とのすみ分け、これを明確に示すことが重要であると認識したところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） アンケートの検証の再質問をさせていただきます。

本年度末にはまたアンケート調査を行い、中間的な状況把握とのことで、アンケートをまたされるようですけれども、具体的な計画をお答えください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 実証実験についてのアンケート調査でございますが、これは手前どもが作成をいたしました原案を公共交通会議に諮って、意見を求めているところでございますが、内容が確定をいたしましたら年度末に調査を行いまして、その後、回答の内容の分析を行った上で改めて公共交通会議に諮り、6月には議会の皆様方にお示しできるかと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） アンケートの検証の再々質問をいたします。

結構、アンケート調査をやられているようなんですけれども、一日も早い実施を要望します。そのアンケートが生きるような実施をお願いしたいと思います。回答は要りません。

最後に、協議会の委員については、町長が一番最初に述べたように、地域住民の代表の方から委員の意見として、高齢者世帯における公共交通に関わる利便性の向上対策への切実な思いなどがあると、委員の中でそのような意見があったと。

高齢者の方々にとって、公共交通の利便性対策は本当に切実だと思うんです。今後、公共交通協議会の進め方はどのように進めていくのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 初めに、これまでの公共交通会議でございますが、2回実施しておりまして、1回目が法定協議会の設置や実証実験の検証など、今後のスケジュールについてでございます。また、実証実験の概要について、そういったことを御説明し、意見を

求めたところでございます。

その中で、委員の方からは、実証実験を進める上で、何も無いところからつくるのではなく、既存の公共交通の利用を促進し、将来的に持続、継続できる仕組みをつくることが重要であると。さらに、実証実験を運行する際に、タクシーを使うことでバスを圧迫しないように進める必要があるとの御意見をいただいたところでございます。

町といたしましても、利用者と事業者の意見を聞きながら、今ある仕組みを最大限活用しながら、手を加えていく考えでございます。

また、公共交通会議、2回目でございますが、これは書面開催といたしまして、結果を取りまとめているところでございますが、実証実験で実施するアンケートの調査の内容、それから法定協議会の設置について、意見を伺ったところでございます。

そこで、今後のスケジュールについてでございますが、法定協議会の設置に向けまして、国や県など関係機関との調整を進め、令和4年度の秋をめどに法定協議会を立ち上げ、その中で地域公共交通計画を策定するといった考えでございます。このスケジュールに沿って、公共交通会議を開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 大きな事業用のバスは確かに圧迫されるという、事業者としてはそういう意見もあるのは分かっています。

しかし、バスに配慮して、住民が公共交通に困っていたのでは、例えばバス停まで行くのに3km、4km離れている高齢者が、バスに乗るのも大変なわけですよね。そういった実態が、きちんとその協議会の中で話されているのかどうなのか、それが問題ですよね。

バス事業はバス事業で、企業努力は必要だと思うんです。大きなバスを走らせて、メイン通りを走っている。だけれども、メイン通りに行くまで、バス停に行くまで大変だという高齢者がたくさんいるんですよね。

しかも、バスの便が昼間だとかだと何時間に1本しか走らないとか、そういった状況があって住民も本当に困っている、バスに乗ることもできないというところで、バスはバスで事業者としての、もう少し小型を、自分たちで大きなバスをメイン通りで走っていても、よく言われるのは、空気を乗せて走っているというようなことがよく言われるんですけれども、やっぱり、まず住民が第一だということで、行政はきちっと話し合っていたいただきたいと思うんです。よろしく願いいたします。

終わります。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

（午前11時32分）

---

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時57分）

---

○議 長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、7番、浅岡厚君。

（7番 浅岡 厚君 登壇）

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

議長の御了解をいただきましたので、通告のとおり一般質問をいたします。

全国各地では、新型コロナウイルス感染症対策として、拡大防止のために様々な規制をしながら蔓延防止に努め、こここのところ低レベルの小康状態を保っている状況であります。ワクチン接種等、感染予防に御尽力いただいた医療機関及び関係者に感謝申し上げます。

感染拡大の第6波に対する不安を抱えながらも、アフターコロナでの町の在り方を時代のニーズに合わせて計画していくことも、遅れが許されない重要なものと私は考えます。某テレビ局のアンケート調査では、コロナ禍収束に際し、何が一番したいのかという質問に対し、88%の方が旅行と答えています。

町は、海浜文化都市、観光立町を目指すとしています。文化的な町とはどうあるべきか、観光に訪れてもらうにはどうすればよいのか、来町されたお客様にどのように喜んでもらえるか、私たちはどのようなおもてなしができるのか、すべきなのか、生活様式が一変した今こそ、もう一度考え直すときではないでしょうか。

地域住民や観光客が夜でも安心して出歩けるようにと、防犯灯を兼ね設置したいわしの街路灯は、その役目を十二分に果たしてきました。しかしながら、25年以上経過し、老朽化による倒壊等の危険から、また水銀灯の生産中止、輸入禁止により維持管理が困難な状況のため、現在、撤去作業が行われています。

撤去が進むにつれ、町民から、町が暗くなった、子供たちの下校に不安がある、交通事故

が増えないか、犯罪が増えないかなどという不安の声が多く聞かれるようになっていきます。

そこで、町内の街灯についてお尋ねいたします。

その前に、まず街灯とは何か。ウィキペディアには、道路等公共用地や共有地などを照らすために設置された明かりのこと。防犯灯、道路照明灯、街路灯などを総称した言葉であります。

それを踏まえ、まず街灯の設置に関する基準を町は設けているのか。概要等を含め、お答えください。また、街灯の維持管理に関する基準があるのか、お答えください。そして、町は街灯の役割をどのように考えているのか、教えていただきたいと思っております。

次に、先ほどお話しした通称いわしの街路灯、いわしの町九十九里商店街街路灯についてお聞きいたします。

町は、設置団体である九十九里町商店街連合会に、設置費用の一部として補助金を交付していますが、その経緯と設置に関する町の関わり方を教えてください。

また、解散した九十九里町商店街連合会があつせんし、平成5年に設置した街路灯は28年が経過し、老朽化により危険であると、そういう判断から、設置当時事務委託を受けていた商工会が現在、中心となって撤去作業が進められていますが、その状況を踏まえ、街路灯に対する町の考え方をお答えください。

以上、回答のほう、よろしく願いいたします。なお、再質問につきましては自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 浅岡厚議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 浅岡厚議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町内の街灯についての御質問にお答えいたします。

1点目の、街灯（防犯灯・道路照明灯）の設置に関する町の基準はどの御質問ですが、街灯は道路照明灯や防犯灯などの総称であり、道路照明灯は、国、県、市町村等の道路管理者が、交通量の多い幹線道路の交差点などに道路交通の安全を図るため設置しており、防犯灯については、犯罪を誘発する不良有害環境排除の観点から、市街地などの生活道路へ設置されているところでございます。

町においての防犯灯設置に関する基準につきましては、自治区長からの要望を受け、九十九里町防犯灯設置に関する基準に基づき、町がその必要性を判断した上、おおむね電柱2本

に対し1か所を目安として設置しているところがございます。

2点目の、街灯の維持管理に関する町の基準はどの御質問ですが、町が管理する道路照明灯、自治区及び町が設置した防犯灯の電気料金は、町が全額負担しております。また、照明器具の故障や破損などによる修繕料につきましては、それぞれの設置者が負担することとしております。

3点目の、街灯の役割を町はどのように考えているのかとの御質問ですが、道路照明灯は夜間における道路状況、交通状況を把握することを目的としたものであり、また防犯灯は、犯罪を抑止するための環境整備の一環として、安全確保などの役割を担っていると考えております。

本町においては、防犯灯の設置に関して、自治区長を通じ、必要となる場所へ設置し、住民の安全・安心に最低限必要な環境を確保しているところがございます。

次に、いわしの町九十九里街路灯についての御質問にお答えします。

1点目の、町は設置団体（九十九里町商店街連合会）に街灯設置の補助金を交付しているが、その経緯と設置に対する関わり方はどの御質問ですが、町は平成5年度から平成7年度までの3年間にわたり、商店街の環境整備を促進することを目的に、千葉県の補助事業を活用し、事業の実施主体である九十九里町商店街連合会へ補助金を交付しております。

2点目の、解散した九十九里町商店街連合会があっせんし、設置した街路灯に対する町の考え方はどの御質問ですが、町といたしましては、九十九里町商店街連合会が解散したことにより、その後の維持管理については町商工会が引き継いでいるものと認識しております。

以上で、浅岡厚議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。

御答弁ありがとうございます。各小項目について、個別に再質問いたします。

まず、初めに街灯の設置に関する町の基準についてですけれども、自治区長の要望を受けて、町がその必要性を判断して設置するとのことですが、判断基準は明文化されていますでしょうか。また、その際、設置費用は誰が負担するのでしょうか。また、通学路についてはどのような基準になっていますでしょうか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

防犯灯設置に関する基準でございますが、九十九里町防犯灯設置に関する基準を、町と自治区において、それぞれの費用負担、維持管理についての取決めを行うために制定しており、平成14年度から適用しております。この基準につきましては、自治区長の変更などを考慮し、毎年4月の町防犯組合連合会総会において、各自治区へ説明をさせていただいております。

それから、2点目、設置費用でございますが、通学道路に該当するところの防犯灯につきましては、町が設置費用を負担しております。それ以外のところにつきましては、現在、自治区のほうで設置費用を負担し、管理のほうもお願いしている状況です。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

そうしますと、設置基準の判断というのについては、ちょっと答えられていなかったんですけども、そういうのが明文化されているかというのを聞いたんですけども。

その前に、そうすると自治区から申請があつて、町が判断して許可をするんでしょうけれども、自治区の懐具合によっては遠慮する場合もあると思うんですけども、当然、設置費用とそれから維持管理費用、それを考えてちゅうちょする自治区もあると思いますけれども、その辺、どういうふうに考えているのか。

それと、先ほどの明文化されているのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、防犯灯の設置の基準でございますが、電気料、それから隣接する防犯灯との照明範囲が確保できる距離として、おおむね電柱1本間隔とさせていただきます。

ただし、おおむねとしてありますその場所によっては、電柱の設置されているところに茂みがあつたり間隔が異なりますので、その際には現地を確認し、自治区長と協議をしながら設置をしております。

それから、設置費用、当然、自治区の負担も出てくるかと思えます。その辺は、各自治区の状況に応じて設置できるところ、できないところ、費用面ではあると思えます。

しかしながら、今後につきましては、町で今後、一括管理をして、維持管理につきましては町が全て修繕等を行いながら、新規の設置に関しては自治区にお願いをし、お互いが協力しながら進めていければなというところで、今、検討しております。

以上です。

○議長（古川 徹君） いいですか。

ちょっと暫時休憩します。

（午後 1時12分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時12分）

---

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 申し訳ございません。

設置の基準でございますが、先ほどちょっと説明をさせていただきましたが、おおむね電柱1本、約60mぐらいの間隔になると思いますが、1本間隔で設置しますので、2本に対して1基というところで基準を設けております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

私は、許可をする判断の基準がどういうふうになっているのかとちょっと聞いたんですけども、今の話ですと、自治区と協議をしながらということですから、個人的な意見ですとかそういう状況によって判断するというので、明文化はされていないということですよ。できれば厳格な設置基準をつけていただいて、それに適合すればやっていただきたいと思えます。

では、続きまして、街灯の維持管理に関する町の基準について再質問いたします。

点検ですとかそういうものの管理の基準、これについては明文化されていますでしょうか。

また、ちょっと参考のために聞きたいんですけども、先ほど電気料金は町が負担されているということで、令和2年度の決算書によりますと、601万7,186円を町のほうで電気代を負担しておりますけれども、これの内訳が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、設置済みの防犯灯の定期的な点検というところよろしいでしょうか。

基本的には、夜間でないと点灯の確認ができないために実施はしておりません。しかしな

から、主に住民、それから防犯パトロール隊からの連絡、さらには職員の通勤等によって判明した場所については、通報をいただきながら対応しております。

連絡を受けた場合、町管理分については、総務課のほうで修繕等を速やかに対応を図っており、自治区管理分につきましては、自治区長のほうへ御連絡をして対応をお願いしております。

それから、防犯灯につきましては、総務課のほうで現在、生活安全システムというシステムを導入しており、昨年度、全ての調査を完了し、町内に設置されている防犯灯全てが入力を終わっていますので、その防犯灯に関しての修繕等については全て記録されて、どのようになっているかという管理はしっかりとしておるところでございます。

それから、費用面でございますが、どのくらいの数というところでございますが、町内に現在、防犯灯2,290基設置されております。その2,290基分全ての電気料というところで、支払いを町が負担しております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

できればLEDだと幾らぐらいかということなんですけれども、大体年間1,500円ぐらいだというふうに聞いたんですけれども、それでよろしいでしょうかね。

それで、先ほど点検等についてあったんですけれども、やはり年に一度とか何か明文化して、報告を待つという形じゃなくて、町が管理するものであればそういうシステムをしっかりと活用していただいて、やっていただきたいと思います。

続きまして、街灯の役割を町はどのように考えているかということについて再質問いたします。

先ほど、町長答弁の中では、住民の安心・安全に必要な最低限の環境を確保するというようなことをおっしゃられていましたが、それで十分だとお考えでしょうか。

それと、現在、いわしの街路灯の撤去が進んでおります。そういう状況の中で、住民等から何らかのリアクションがないのか、教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えさせていただきます。

先ほどの追加ということで、LED灯につきましては、1灯当たり1,500円。それから、防犯灯、40Wです、年間3,000円ほどの利用料金となります。

それから、ただいまの街灯の役割というところの御質問でございますが、夜間における犯罪の防止、それから通行時の安全確保による交通事故の防止などの役割を担っておると認識をしております。

しかしながら、夜間の街灯による明るさは一定の安心感であり、安全を保障するものではないというふうに思います。そのようなことから、町民一人一人の、犯罪に遭わない、交通事故に遭わないといった意識の高揚を図ることも重要だと考えておりますので、引き続き住民への啓発を行ってまいります。

それから、いわしの街路灯が、通称いわしの街路灯ですか、商店街灯は既に撤去されており、暗くなっているというところでございますけれども、先ほど町長答弁のほうにもありましたように、商店街灯につきましては平成5年から設置されたものであります。経年劣化により、本年10月から撤去工事が商工会により進められており、撤去後に暗くなっていることは承知しております。

商店街灯は全て撤去となりますが、個人商店などの希望により、新たに設置される箇所も約3割程度あると商工会から伺っております。

商店街灯が減少することにより、防犯上の観点から、防犯灯の設置が必要となる箇所はあると思います。商店街灯が新規設置された後に、防犯灯設置に関する基準に沿いまして、設置してまいりたいと思います。

なお、この設置に関しましては、商店街灯が新たに設置される場所がまだ定かではありませんので、現在、自治区からの要望によって、町側で防犯灯を設置しますと重複するおそれがありますので、その辺はいましばらくお待ちいただきたいという旨を、各自治区長に通知文で依頼を差し上げてあります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

町民に対する安心・安全という言葉が出てきましたけれども、先ほども言ったように街路灯、町民だけではなくて観光客等の安心・安全も必要なので、その辺も含めて考えてください。

続きまして、町が設置団体に補助金を出している件について再質問いたします。

平成5年から平成7年に補助事業として行われたということですが、その内容について教えていただきたいと思います。

それと、令和3年、今年6月29日に商工会から九十九里町に対して、街路灯の撤去等につきまして要望書が提出された件につきまして、7月29日付で町長から商工会長宛てに回答が出ております。

その中で、町道の安全性を向上させるため、交差点には道路照明灯を設置しておりますが、いわしの街路灯は道路街路灯としての必要が低いことから、活用していない状況でありますというような内容の答弁があり、商工会からの要望には応えられないという回答が出ております。

町は、必要性が低く、活用していないものに補助金を出したことになりますけれども、この要望書に対する回答として、このような文言が使われるのはちょっと問題ではないかと思っておりますけれども、その辺についてもお答えいただきたいと思っております。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 平成5年から7年の補助事業の内容ということで、私のほうから答弁させていただきます。

当時の書類を見ますと、商店街の環境整備を促進するとともに、消費者にとって快適で安全な商店街環境を提供し、また中小企業者の振興を図る目的で、平成5年、平成6年、平成7年度に合わせて392基分の補助金を交付して整備したものでございます。県が3分の1の補助、町も合わせて3分の1の補助で整備したというような内容となっております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 私のほうからは、商工会への回答文に対する質問への回答をさせていただきます。

町の道路照明灯につきましては、これまで警察との協議により、道路交通の安全等のために設置を求められた場所に局部照明として設置しており、これまで交差点や橋梁等に設置しているところでございます。

道路照明灯と街路灯は、その役割が相違することから、商工会街路灯を道路照明灯として位置づけることは難しいと考えての回答をさせていただいたものでございます。ですので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。

ありがとうございます。

先ほどの補助金の関係ですけれども、3分の1ということですが、総額でもって幾らぐらいのというのが分かれば、教えていただきたかったですけれども、それも含めて後で教えてください。

商店街連合会が解散しているわけですが、解散するとき、その後の維持等について町は話合いを持たれたのか、お聞きしたいと思います。

また、物によっては街路灯自体にカーブミラー等がついて、公共性が高い部分もあります。そういうような使われ方をしながら、商工会の要望に対して、歩調を合わせてこれから計画を実施するとか、そういうことについての助言または話合いがあったかを教えていただきたいと思えます。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 先ほどの補助事業の事業費の総額でございますが、3年間の総事業費で9,690万2,400円、うち補助金が6,703万400円。実施主体の自己資金が2,987万2,000円というふうになっております。

それと、解散した際への維持管理への協議、要望等ということでございますが、残っている書類等を見ますと、要望が上がっていたというように記録としては残っております。具体的な維持管理の方法等について定められたか、ちょっとそこまでは把握できているところではございません。

いずれにしろ、商店街連合会が解散して、そのあとを引き継いだ商工会が維持管理をしているという認識をしてございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

いずれにしても大金、県と町でもって6,000万以上の補助金を出した、これだけの事業をしておきながら、補助金を出して後は知りませんよというようなことではちょっと問題があるなど。やはり補助事業ですから、その後も町が責任を持ってやらなければいけない、そういう責任が発生するのではないかと私は思います。

続きまして、解散した九十九里町商店街連合会があっせんして設置した街路灯についてですけれども、この街路灯が小・中学校の通学路に、私が調べた数ですと約136基ありますけれども、この辺、町のほうは把握していますでしょうか。

仮に、これが全て撤去された場合、何個の防犯灯が残るのか。その辺、考えたことがあります

ますでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

（午後 1時27分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時29分）

---

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 通学道路にどのくらいの商店街灯が設置されているかというところで、今後の状況の御質問だと思いますけれども、商店街灯は主に商店街通りに設置されており、結果として通学道路上にも設置されているわけですが、その数はおよそ150灯、浅岡議員おっしゃるとおりの数だと思います。

その商店街灯の撤去により、通学道路が暗くなりますということが懸念されますけれども、その際には防犯上必要となる箇所については、町防犯灯設置基準に伴い、町が設置してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。ありがとうございます。

いずれにしても、もう既に撤去作業が始まっています。暗くなってからやるというのではちょっと手後れかなという感じもしますので。

いわしの街路灯は、先ほどもお話ししましたが、地域を活気づける町の明かりとして、また子供たちの安全を守るため、その使命を十分に果たしてきたのではないかと私は思います。

再設置の場合、設置者が設置費用と電気代、また維持費を負担して設置していただけます。そのことにつきまして、町はどのように考えているのか。多少の補助金を出すとか、そういうことを考えられているのか。または、それをつけることは勝手に、また別に町は町でもって設置を考えているということなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私のほうからお答えさせていただきますのは、補助金で整備した街路灯に対する町の考え方というところでお答えさせていただきます。

街路灯は、当時、商店街の環境整備を促進するとともに、消費者にとって快適で安全な商店街環境を提供し、また中小企業者の振興を図る目的で整備されたもので、補助事業上の目的は達成したと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。

ただ、この補助事業に対する、商工会にある資料なんですけれども、この施設の必要性及びその効果ということでもって県に上げられた文章があります。

もう既に55年に設置されたものを改修するわけなんですけれども、既設街路灯は昭和55年度、56年に設置されたものであり、破損・腐食が著しく、歩行者への危険性もあり、商店街の景観も損ねている現状であるため、ぜひ更新が必要であると。商店街環境整備の一役として、また観光対策、商店街の活性化、ひいては地域企業の振興策として効果が期待できるというような趣旨であり、計画に至るまでの中には、防犯灯を兼ねるといような文言も入っております。そのような経緯の中でもって、多分、町と県は多額の補助金を出した事業だと思います。

ですから、この事業がもう役目を終わったということであれば別なんでしょうけれども、先ほども言いましたけれども、補助金を出して、ただ終わりにするのではなく、この事業自体にやはり町は責任を持たなければいけないことだと私は思います。

街灯は、町の景観、雰囲気づくり、夜間、真っ暗な町並みと街灯に照らされた明るい町並み、これを想像してもらえればどちらを選ぶべきか、観光立町を目指す九十九里町としてどちらを選ぶべきなのかは当然、分かることだと思います。

街灯をとすための事業、これを早期に計画していただいて、早く予算化していただいて、町民の皆様に、また観光客に喜んで来てもらえる、また夜間でも安心して外出できるようなまちづくりを目指していただきたいと思います。

もしもその辺について答えがあれば、教えていただきたい。なければなくてもいいですけども。

○議長（古川 徹君） 浅岡議員に申し上げます。

質問回数を超えていますので、今のはまとめで、意見としてでいいですよ、要望として

で。よろしいですか。

○7番（浅岡 厚君） はい。

○議長（古川 徹君） では、要望ということなので、それで御理解していただきたいと思  
います。

---

#### ◎日程第2 休会の件

○議長（古川 徹君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

12月6日は議案調査のため休会としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、12月6日は休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

12月7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時35分

令和3年第4回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月7日（火曜日）

## 令和3年第4回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年12月7日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）  
議案第 2号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第 3号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第 4号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第 5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 議案第 6号 行政手続における申請書等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期計画の認可について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 追加日程第1 議案第 9号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）

---

### 出席議員（14名）

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 西村みほ君 | 2番  | 小川浩安君  |
| 3番  | 原田教光君 | 4番  | 鎗田貴俊君  |
| 5番  | 中村義則君 | 6番  | 古川徹君   |
| 7番  | 浅岡厚君  | 8番  | 荒木かすみ君 |
| 9番  | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君  |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君   |

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鶴澤康子君	健康福祉課長	鎗田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	中村吉徳君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 教務局長	木原隆行君
教育委員会 教務局主幹	竹内秀樹君	農業委員会 農事局長	小森克彦君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎肇君	書記	大原真弓君
------	------	----	-------

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 議案第1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）

議案第2号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○議 長（古川 徹君） 日程第1、議案第1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）、議案第2号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第3号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第5号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。よろしくお願いたします。

7ページなんですけれども、ちょっと言葉がよく分からなかったので教えてください。

15款国庫支出金の衛生費国庫補助金のところだったと思うんですけれども、副本登録という言葉があったんですが、この副本登録、字もよく分からなかったし、少し内容を教えてくださいなと思います。

それから、11ページ、5款農林水産業費、水田農業構造改革対策費の中で、飼料用米等拡大支援事業補助金出ていると思うんですけれども、これ何件ぐらいの方でどれぐらい、1件平均どれぐらいで、また何件中何件御利用があったのか、1俵換算でどれぐらいだったのか、近隣との価格差がなかったのか、統一価格なのかを教えてください。

○議 長（古川 徹君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） それでは、システム改正についての御説明をさせていただきます。

まず初めに、システム改修なんですけど、1点目といたしまして、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種をするに当たりまして、接種体制の確保の登録をするためのシステムの改修、それから健康カルテに各市町村単位での様式であった検診の結果様式を全国统一にするための改修、そちらも行うこととなっております。

それから、健康カルテの情報を全国の市町村間で、各種がん検診の情報をシステムで共有できるようにするためのシステムの改修を行います。

それから最後に、自治体間の中間サーバーに登録するに当たり必要なシステムを整備するために、こちらのシステムの改修を行うというようなことで改修をさせていただきたいと思

います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

飼料用米の内訳でございますが、拡大支援型の主食品質が10 a 当たり6,000円になるもので、今回これに取り組んだ面積が4,952 a、33経営体でございます。それと、定着支援型多主品種、10 a 当たり1,000円になりますが、取り組んだ面積が61 a、6,000円の1経営体でございます。定着支援型主食品種、10 a 当たり2,000円になりますが、1,221 a 取り組みまして、22万7,000円の22経営体でございます。これにつきましては、県の飼料用米等拡大支援事業に取り組んだ全体で40経営体に支給するものでございまして、全て県の補助で賄われるものでございます。

近隣との価格差というところでございますが、近隣につきましては、県の拡大支援事業のほか独自の上乗せをしている近隣が管内はございます。独自の上乗せをしていないのは本町だけでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

丁寧な説明ありがとうございました。

このシステム改正のときの言葉で、ちょっと副本登録という言葉がよく分からなかったなということもありましたので、お聞きしたいなと思ったのが一つです。よく分かりましたので、副本登録だけ、あと言葉を教えてください。

あと、農林水産業費の本町だけ上乗せ分がないということで、1件当たりどれぐらい救済されたのかなということがとても気になったものですから質問させていただいたんですけども、やはり近隣見ながらもう少しという気持ちがあるんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 先般の一般質問、原田議員からの御質問にもございましたが、近隣の状況を留意しながら実現できるよう調査研究してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、答弁できますか。

暫時休憩します。

（午前10時08分）

---

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

---

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） それでは、お答えさせていただきます。

情報提供を行う目的で、中間サーバーに保存されている特定個人情報のことでございます。中間サーバー上には、個人を識別可能な情報を保存しないため個人番号は含まれないので、そちらのほうで対応していきたいと思っております。

○議 長（古川 徹君） よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

11ページ、4款衛生費、2目予防費、12節委託料の3回目のワクチン接種の関係ですが、先日、課長からちょっと説明がありましたけれども、再度詳しく教えていただきたいんです。

今、多分いろいろ取り組んでいると思いますが、先月、第3回目の接種が2月の金、土、日というのは聞いたんですけれども、時間とかそういうこととか、あと接種券の通知とか、そういった詳しいことが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） それでは、お答えさせていただきます。

ただいま健康福祉課では、3回目の接種に向けて準備を進めているところでございます。先日の朝の会で御説明させていただいたとおり、集団接種については、九十九里病院と3回目の接種もお願いするというので合意のほうを取り付けております。曜日につきましては、土、日、月の3日間を予定しております。その土、日、月の時間とか、1日最大何人接種す

るのかは、今後、九十九里病院と相談しながら決定していきたいと考えております。

なお、国のほうで当初8か月以上の間隔を空けてということで準備は進めておるところなんですけど、最近、短縮するということも言われておりますが、短縮された場合にも遅れを取らないように準備を進めてまいりたいと思います。

接種が近くなりましたら、接種券のほうは郵送にて皆さんのお手元に届くように、遅れがないように郵送したいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。土、日、月ですね。すみません、訂正いたします。

これもやっぱり1回目、2回目と同じように、指定でやっていただくということでよろしいでしょうか。

また、2月の中旬頃になるんでしょうかね、上旬、中旬、下旬とありますけれども、大体どのくらいになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） 町内の方が2回目の接種をして8か月を空けると、最短で8か月を迎える方が2月14日あたりになるろうかと思っております。九十九里病院とは、8か月を想定した場合には、2月14日が初日となるようなことで合意はされております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 指定かどうか、日にちを指定してくれるのかどうか、今までと同じようにしてくれるのかどうかというのが、ちょっと質問の答弁なかったんで、再度お願いしたいと思います。

それと、あとはやっぱり送迎の関係ですね。1回目、2回目と変わらず、同じようにやる方向に行くのか、再度教えてください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） それでは、お答えさせていただきます。

もちろん3回目の接種につきましても、町のほうで接種日を指定して接種のほうは行いたいと考えております。

さきに行われた1回目、2回目の接種、御高齢の方で足がない方、送迎のほうを行ってき

たところでございますが、3回目についても送迎のほうは町のほうで行いたいと、自分の足で行けない方、体が御不自由な方につきましては、町のほうで送迎のことも再度実施したいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

10ページの防犯灯撤去についてお伺いいたします。

先ほどいわしの街路灯、九十九里町分として36基分というような説明をいただいたんですけども、今後、その設置は外したところにそのまま設置するのか、設置するのは商工会にやってもらうのか、そういった予算だとか、そういったことを教えていただきたいと思えます。

それから、11ページの準要保護児童就学援助、款9の教育費、これに関して、準要保護児童就学援助費が37万8,000円増加ということに先ほど説明いただいたんですけども、大体分かればで結構なんですけれども、人数、どのくらい増加したのか教えていただきたいと思えます。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、防犯灯の撤去工事についてお答えをさせていただきます。

商工会の通称いわしの街路灯、商店街灯ですね、町管理分の36基を撤去するものであります。その後の設置については浅岡議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、状況を確認しながら、防犯灯の設置基準にのっとり設置をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それでは、お答えさせていただきます。

準要保護の増加人数でございますが、まず2項の小学校につきましては、こちら該当する学校のほうが片貝小学校、九十九里小学校になります。片貝小学校につきましては、11名から14名ということで3名の増、九十九里小学校につきましては、8名から12名、4名の増でございます。

それから、3項の中学校費でございます。こちらの準要保護の増加につきましては、25名

から30名、5名の増となっております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） その設置基準ということですが、ちょっと教えていただきたいと思うんです。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 防犯灯の設置基準でございますが、通学道路に該当するところにつきましては町が設置をいたします。それ以外につきましては、現在のところ自治区のほうで設置をするようになっております。

なお、間隔といたしましては、電柱2本に1本、約60mに1か所間隔ということになります。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今、通学路ということで、基準として通学路が基準だと。今、先ほど言った36基というのは通学路以外にも、例えば通学路に該当しない、そういった街路灯もあるということですかね。

○議 長（古川 徹君） 答弁を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えさせていただきます。

谷川議員おっしゃったとおり、通学道路のみではありません。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 4番、鎌田です。

一般会計補正予算について、2点伺います。

1点目は、9ページですね、20款繰越金、1項繰越金ですけれども、これ前年度繰越金5億5,185万4,000円、これの主な事業の内訳、分かったら教えていただきたい。

それと、その上の19款繰入金、基金繰入金で財政調整基金繰入金、三角の8,169万2,000円。

それと、今度は歳出のほうで、12ページ、12款諸支出金、1基金費、財政調整基金積立金

4億6,831万6,000円、これは補正後に財政調整基金が幾らになるのか、残高を教えてください。

以上2点、お願いします。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 初めに、9ページの前年度繰越金でございますが、これは令和2年度事業の執行残ということになります。主な内容といたしましては、令和元年度の台風等の被害によって、想定をしていた予算が残ったというところでございます。

それと、財政調整基金なのですが、詳細なデータはございませんが、おおむね13億程度になると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） よろしいですか。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

まず、10ページ、2款9目防犯灯撤去工事、先ほど谷川議員のほうからありましたけれども、これから設置していくということなんですけれども、今回のこの補正の中には予算立てされていないようですけれども、これは設置すると至急でもやらなきゃいけないと思うんですけれども、その場合、補正を組んでやるのか、それとも専決でやるのか、その額にもよるんでしょうけれども、どのように考えているのか教えていただきたいと思います。

続きまして、11ページ、衛生費、2目の予防費の10節、11節でもって印刷製本費と手数料という項目があるんですけれども、ここの中にはワクチンの関係でもって2回目の接種が希望者100%が大分早く完了したということで、町民の皆さんも喜んでおりましたけれども、この医療施設等に対する感謝状ですとか、何かそういうものが入っているのか、または考えられているのか教えていただきたいと思います。医療機関に対する感謝状だとか、何かそういう感謝の気持ちを表すようなものが何か入っているのか教えていただきたいということです。

それと、5款4目18節の負担金で、飼料用米の事業でもって100%県補助で314万円あるんですけれども、これの支給の時期、または入金時期、それとこれはある程度確定してから県からもらうような形だと思うんですけれども、上限だとかそういうものがあるのかどうだ

か教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） それでは、まず4款の衛生費のほうからお答えさせていただきます。

印刷製本費と手数料、こちらなんですけど、印刷製本費につきましては、3回目接種に対する接種券や案内リーフレットの作成でございまして、手数料につきましては、3回目接種の封入作業による手数料となります。接種に対する感謝状等の、こちらの費用のほうは含まれておりません。以前、町内医療機関につきましては、町のほうより補助のほうを出しておりますので、今回そのものは予算のほうには組み入れておりません。

以上です。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、防犯灯の撤去した後の設置についてお答えをさせていただきます。

設置につきましては、現行予算で対応を考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 飼料用米等拡大支援事業補助金の支払いの時期ということでございますが、12月から明けて1月頃には入金をしたいというところで手続を進めているところでございます。

それと、上限というお話でございましたが、先ほどの質問でもあった10a当たりの単価、例えば拡大支援型の主食品種で6,000円、定着支援型多種品種で1,000円ですとか、定着支援の主食品種10a 2,000円、この単価が支給されるというところで、これを下回るようなものではないというところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

防犯灯のほうはよろしくお願ひします。

衛生費のほうなんですけれども、やはり3回目をこれから協力してもらうわけですから、2回目終わった後にできれば感謝状等を送られれば、また励みになると思いますので、その

辺ちょっと考えていただけないかなと思います。

それと、飼料用米、上限というのは全体の上限があるのかって聞いたかったんですけども、この件数が希望者が多くて、例えばこれ1,000万、2,000万になっても全額を支給するのか、それを聞いたかったんですけども。

それと、先ほど支給は12月から1月ぐらいを予定して、入金についてはこれ、今回この補正でもって可決されないと支給しないということだと思うんですけども、県からの入金というのはいつになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

事業費の全体でございますが、県も今回の飼料用米に取り組んだ人たちへの支給について、補正予算を組んでいるところでございます。もう数量等は把握されているものですから、事業費として余ることもなく支払われる金額が想定されておるところでございます。

それと、県からの入金の時期でございますが、ちょっと詳細な時期が今把握してございません。議員おっしゃるとおり、補正予算可決後に手続を踏んでいくというところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。ありがとうございます。

今、補正が可決したというのは県の補正ですか、それとも町のやつなんですか。それがちょっと分からなかったのと、先ほど全体でもって上限があるかって聞いたんですけども、例えば町のほうでもって来年は今年の倍とか3倍とかってやってくれる人がいた場合に、上限が決まっていないのかというのを聞いたんですけども、それをちょっともう一回——でもこれ3回目ですよ。

○議長（古川 徹君） 今、2回目ですよ。

○7番（浅岡 厚君） 2回目ですか。

○議長（古川 徹君） 3回目、3回目ですか。3回目。

○7番（浅岡 厚君） だから、それを聞いたかったんです。だから、もしもこれ上限がないのであれば、どんどん進めていくべきだというふうに思っているんです。

それと、あと入金が来ない、入金が分からないって言うんですけども、県のほうはこれから先、予算化すれば、来年もまた早めに入金とかになれば、結局、事業者の方はこれ待っ

ているわけなんですよ。だから、補正が可決されるされないじゃなくて、こういうのはできれば、専決できるのであれば専決でやるべきだと思います。入ってきたらすぐにやるとか、そういうことが必要だと思います。ましてや県が100%支出しているわけですから、町にとってはマイナスの面は一つもないので、補正とか関係なしに専決でやるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 本制度については、取り組む方が取り組んだだけ、現行の制度では取り組んだものに対して支給されていくというふうに承知しているところでございます。制度改正等がなければ、現行の先ほど言った10 a 当たり6,000円ですとか、そういった費用が取り組んだだけ算出されると。

今回のこの12月補正で可決されれば、支給の手続、農家への支給の手続は進めてまいりたいというふうに考えております。

（「専決でやるべき」と言う者あり）

○産業振興課長（南部雄一君） 専決でもって対応すべきではないかというところでございますが、例年、この県の飼料用米拡大支援事業については、支払い時期が12月から1月頃に支払っているところではございましたので、その期限から見ても今回の補正で間に合うのかというようなことがありましたので、今回は12月の補正で対応した次第でございます。急を要するものであれば、専決も今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時40分です。

（午前10時30分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

---

○議長（古川 徹君） 続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ちょっと1点教えていただきたいんですけども、6ページ、傷病手当の件なんですけれども、先ほど新型コロナに感染した方の1名というようなことをちょっと私は聞いたんですけども、どういう内容なんだか教えていただき、新型コロナに感染した方の1名というのは、どうしてどのような内容で傷病手当というのは出るのか教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） ちょっと何について、例えば国保だったら国保、国民健康保険……

○10番（善塔道代君） ごめんなさい、すみません。国保会計、ごめんなさい、すみません。失礼いたしました。国保会計の6ページです。そこの2款保険給付費の1目傷病手当の傷病手当、負担金補助及び交付金のところです。よろしくお願いします。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナ感染症に感染した傷病手当金というところなんですけれども、この支給要件につきましては、国民健康保険の被保険者で、勤務先から給与の支払いを受けていて、新型コロナ感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われた方となっております。そのほかに、新型コロナウイルス感染症に感染したことによる感染または感染したことが疑われることにより、その療養のために労務に服することができずに、その期間が3日間を超えた者が該当となっておりますので、これに該当したため支給をするものでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） それでは、勤務先のほうから申請があったということによろしいんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

今回、支給をする方については、勤務先からの問合せがあり、支給するに至っております。以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 介護保険で、ちょっと2点ぐらいお伺いいたします。

議案第4号、介護保険特別会計補正予算についてお伺いします。

7ページ、歳出のほうで、介護予防サービス諸費についてお伺いします。

福祉用具の購入費が21万6,000円、それから介護予防住宅改修費が116万3,000円というふうになっていると思うんですけども、これは金額に、人数にするとそんなに大した人数ではないんじゃないかと。住宅改修は、たしか1人20万の中でやっていたと思うんです。そうすると、人数にすると大体5人か6人分ぐらいになるのかなど。これ補正をやっぱり組まなきゃいけないようなちょっと金額というか人数ではないと思うんですけども、ここをちょっと教えてください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鐘田貴賜君） それでは、お答えさせていただきます。

介護予防福祉用具購入費につきましては、10万円が限度でございます。

住宅改修につきましては、今議員さんがおっしゃられたとおり、20万円が限度でございます。

補正の金額なんですけれども、4月から10月までで予防の住宅改修、福祉用具の購入につきましては、ほぼ満額支給のほうで支出のほうを行ってしまいましたので、これから12月、1、2、3、4か月分を今まで使用したものの月割りで、今回、要求のほうをさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） これは補正を組むときに、もう少し何か多めにというか、そういった補正の組み方はされないのかなと思って。どうなんでしょうか。ごめんなさい、補正じゃなくて予算を組むときにもうちょっとね。というのは介護……

○議長（古川 徹君） ちょっと待ってください。何かあれば休憩入れますけれども、何か説明します。

暫時休憩します。

(午前10時45分)

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分）

---

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） それでは、お答えさせていただきます。

当初予算編成時におきましては、前年度の実績、それに上乘せをした分を要求してあったわけでございますが、今年度に限りましては要支援、こちらの介護予防の福祉用具、住宅改修を使えるのが要支援1、要支援2の方でございますが、1年間に31名という人数のほうが多くなりました。逆に、介護度1から5の方は15人減ってございます。要介護の方が増えたことにより、また住宅改修につきましては、住宅のスロープ等、20万円限度額を使う方が多かったので、今年度、予算のほうが不足してしまったということが考えられております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） いいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。いいですね。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第6号 行政手続における申請書等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（古川 徹君） 日程第2、議案第6号 行政手続における申請書等の押印の見直し

に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。なしだったらなしって言ってくださいね。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 行政手続における申請書等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第7号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長(古川 徹君) 日程第3、議案第7号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期計画の認可について

○議長(古川 徹君) 日程第4、議案第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期計画の認可についてを議題といたします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番(荒木かすみ君) 8番、荒木です。

42ページなんですけれども、第4期中期計画(案)の上から2行目、「外部の専門家等による検証を活用」というふうにありますけれども、今まで中期計画の委員の中に、医療者であったりとか経理会計担当であったり、そういう方いらっしゃると思うんですけれども、そういう方とはまた別に設けるということによろしいんですかね。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） こちらの外部の専門家につきましては、経営健全化会議、こちらなんです、船橋市立の病院の院長先生でしたり、千葉大の先生方が集まる経営健全化会議というものを年に2回ほど行っております。そういったところで検証を行っていくということで記載のほうさせていただきました。

以上です。

○議長（古川 徹君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

3点ほどちょっと確認したいんですけども、1点目、24ページ、地域の中核病院として担うべき医療の中で、小児入院患者数の計画値が前期の第3期のときの計画値は年1,200件、今回は年700と、その下に8,000人となっているんですけども、目標計画だから大きくするのは構わないんで、少し数字が乖離しているんじゃないかと思われるんですけども。

そのほか55ページ、中期計画の予算、収入の中で、前期の運営費負担金収益が4億9,000万、今期が負担金が24億1,900万、その下に補助金収益が、前期が2,900万、今期が10億6,900万。その下もそうなんです、営業費用、その中で一般管理費20億2,500万、今期が一般管理費9億700万。この一般管理費というのは、看護師さんが含まれるのかな。事務系の仕様かな。看護師さんもこの中含まれる。給与費というのは、多分お医者さんの給料だと思うんですけども、一般管理費というのは看護師さん、事務、そういった関係の費用なのかな。その数字がちょっと乖離していると思うんですけども。

そのほか、収入の部の中で、前期が補助金収益2,900万、今期が補助金収益が10億6,900万。この補助金収益というのはどこからの補助金なのか、数字が乖離していると思うんですけども、その数字とその出どころはどこなのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） 細田議員、3点と言ったけれども2点でいいですか、今言った。今、問題の3点ね。

健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、小児医療の関係なんです、前回は時間外の目標値については時間外受入れ小児

患者数1,200件、今回は小児入院患者数と小児外来患者数、全てを含んだ目標値で設定してございますので、その差があるものと思われま。

それから、55ページのまず初めに補助金等の収益、前回は2,900万、今回は10億6,900万、こちらにつきましては、メディカルについてはコロナ病床を開床しております。そちらの国からの補助金が入ってくる関係で10億を見越しているということで、記載のほうさせていただいております。

それから、一般管理費のほうなんです、こちらは看護師の給料ではなくて、一般職員の事務系職員の給料ということで理解していただければと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

小児科の受入れ数というのは分かったんですけども、1点だけ。

一般管理費20億が9億になったと。要するに事務職員等の費用だと思うんだけど、こんなにも下げられるんですか。人数が減るのかな。20億が例えば15億ぐらいに減らせるというんでは私は理解できるんだけど、20億が9億という目標を計画したということは、相当な例えば人件費、人数を減らすとか、そういうことに努力しなければこのような数字は出せないんじゃないかと思うんだけど、その点はどうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鐘田貴賜君） 一般職の事務の人数につきましては大きな変更はございませんので、半分になってしまったという御指摘がございまして、この場ではちょっと資料がございませんので、後ほど回答させていただければと思います。申し訳ありません。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 御質問することは間違いはないんだけど、例えばこの我々が議会がこれを今質問したように、例えば可能性があれば計画をもう少し変更してくれというような要望を出した場合に、メディカルに出せるのかどうか。出して、メディカルがそれに対して計画を変更できるのかどうか。ねえ。幾ら我々が議論したって、私見を持っている所管の組長さんたちは、議会の承認得たからもうそれでいいんだよと、幾ら議会が質問したっていいんだよと、多数決だからね。そういうことでここに上程したんだと思うんだけど、その点は変えられるかどうか。変えようとする気があるかないか。町長、お願いします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） 今回の議案第8号で上程してございますので、こちらが仮に通らなかった場合には、また検討させていただくというような対応策を取らせていただければと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 私のほうからは、13ページの看護師の確保についてお伺いします。

2点ほどお伺いします。

1点目は、看護師確保なんですけれども、この関連する数値目標の中では、看護師離職率が11.5%というふうになっているんですね。ページ44では質の高い看護師を確保すると、7対1の看護の状況でやると。11.5%以下にすることなんですけれども、今は現在どのくらいの離職率なのか。

それから、54ページ、第4期中期計画（案）の施設及び設備に関する医療機器等の購入で、11億1,900万円ということで、電子カルテの更新対応ということで今回出されていますけれども、今後こういった医療機器の入替えあるいは更新ということが想定されると思うんです。この中で、設立団体の責任分担は2分の1になっていると思うんですけれども、実際、今回はコロナの中で、メディカルセンターも財政的には少し余裕ができたのかもしれませんが、今後、設立団体として、こういった医療機器の入替えや何かに関して、メディカルセンター、法人にどの程度物が言えるのか、現在どういった話合いが、こういった医療機器が入るときにどのような方向で話をされているのかお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、看護師の離職率については、第4期中期計画については11.5%以下を目標としていると。では、今の離職率はどうなんだということになりますと、令和2年度につきましては、15.8%の離職率でございます。ただ、15.8%離職率あるんですが、通常、公立病院、一般病院といたしましても、看護師がいろいろな病院のスキルアップをしているんな病院を経験すると、スキルアップのために。やはり通常、病院であれば10%以上が通常の離職率じゃないかと言われておりますので、第4期中期の計画については、11.5%以下を目指していくというように設定のほうをさせていただいております。

それから、医療機器の購入に関してなんですけど、今、議員さんおっしゃられたとおり、設

立団体の負担は総務省のほうで決められております2分の1が設立団体、メディカル、もう半分が2分の1の負担になるわけですが、今回の電子カルテの購入につきましては、毎月メディカルと設立団体で行われております定例会のほうで話のほうを受けました。話の内容につきましては、電子カルテにつきましては平成26年の開院以来8年を経過しておるわけですが、そこから電子カルテがもう耐用年数を超えておりまして、ハードの保守も切れております。また、OSがウィンドウズ7のためにセキュリティーの更新に問題が発生していることから、更新をしたいという申出がありましたので、設立団体といたしましても、更新はやむなしというような思いをしているところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

やっぱり看護師不足というのが、そもそもこの病院が開院したときにずっとそれが尾を引いて、病床が空けられずに赤字がずっと続いたということが原因だったと私は記憶しています。1割以上のやはり離職者があるということは、今後、新しく診療を、例えば診療科を開設するときもこの7対1で、果たしてこの人数でできるのかという大変心配なことがあると思います。実際、離職の原因というか、離職をしない、防ぐためのそういった手だてというのはメディカルセンターのほうでやられているのか、それをお答えいただきたいと思います。

それから、この新しい電子カルテの更新のことなんですけれども、定例会で話をされていると、そういったことがある程度決まって、私たちにこういうことだという話になっているんですけれども、やっぱりこまめにそういった内容、情報というのを議会のほうでも知るようにできればいいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） メディカルのほうの、まず看護師の離職率を下げるためということなんです、看護師の離職率を下げるため、看護師の定着に向け、集合研修や職場の上司や先輩が部下や後輩に対しまして、実際の仕事を通して指導し、知識、技術などを身につけさせる教育法、OJTを精査し、教育向上につなげるなど、院内教育体制を整備していると聞いております。

また、看護師のキャリア開発を支援するとともに、看護部長を筆頭に相談しやすい環境づくり、また良好な人間関係の構築等をつくるなど、あとは計画的な有給休暇の取得、ライフワークバランスの維持など、労働環境を充実させるなどの対策をメディカルでは取っている

というように伺っております。

それから、電子カルテの導入についてなんですが、定例会のほうで話があって今回、中期計画に載せたと。今後も定例会等で話し合われた内容を、議会に対して早めに報告させるように留意していきたいと思っております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） とにかく看護師の養成に関しては、やはり県がもっと責任を持って医師・看護師の養成をしていただかないと、やっぱり医師・看護師不足というのは現実的にあると思うので、設立団体というか、町長のほうから、県のほうにも強く働きかけていただきたいと思います。

それから、この11億1,900万ね、これ設立団体が結局メディカルセンターにお金を貸して、そしてまたメディカルセンターのほうからまた返してもらう、その病院全体の経営の中からまた返してもらおうという形になるのかな。国、県の補助はどのようになっていますかね。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） この資金に関しましてはメディカルがお金を借りることができませんので、設立団体が一括しまして公共団体金融機構のほうからお金を借入れしまして、メディカル設立団体にして返済していくというようなことになろうかと思っております。

期限につきましては、機器ですので、1年据え置いて4年間にて返済する、計5年間で返済するというような計画になっております。

なお、こちら公的病院の機器の整備に関しまして、国、県の補助はございませんので、あくまでもメディカルと設立団体でこれは負担していかなければならないと考えております。

以上です。

（「議長」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 意見ですか。もう3回終わっていますけれども。いいですか。

（「ちょっと……」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 最後にね。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） これからどんどん機器の更新や何かが出てくると思うんです。一応2分の1は設立団体、あとの2分の1が病院ということになっているんだけど、現実的に利益が、病院そのものの運営が赤字が続いていると、やはり設立団体が今度はそれを負担

しなきゃいけないという構図になると思うんです。ですから、こういったことは県や何かにも強く働きかけていただきたいと思います。

終わります。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

1点だけ質問いたします。

6ページに対して全部じゃないんですけども、患者満足度調査のことですけども、以前、全協のときに、入院外来患者にこの満足度調査をしていると聞いたような気がするんですけども、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） 患者満足度調査につきましては、1年に1週間ほど期間を設定いたしまして、その期間に入院患者さん、それから外来の患者さんに対しまして、70項目に及ぶアンケート調査を行いまとめていくと、このように聞いております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） その外来の人たちに対してはこの中期計画に入っているんですけども、入院患者に対しての調査をした結果じゃなくて、そういった何か意見とかという目標はここには載らないんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） 一応、目標につきましては、待ち時間をこちらのほうには設定させていただいておりますので、入院患者ではなく、外来の患者の待ち時間の設定ということで載せさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 確かに待ち時間のことは載っていて、これは改善とかやっていたかなければいけないことなんですけれども、じゃ70項目の調査をした結果とか、入院患者に対してでもいろいろ調査しているわけですから、その改善とかというのはどこに、文言に載せないで内々でやっているのか、どういうものが出ているのかというのはどこで分かるんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 結果につきましては、内部で職員に全て説明するとともに、病院内に対して、その結果については掲示ということで公表しているというように聞いております。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

すみません、谷川議員とちよつかぶるんですけども、54ページ、医療機器の購入で、設立団体からの長期借入金11億1,900万、電子カルテということですが、この財源、先ほど公共機関からの借入れということだったんですけども、もう既にその当てができていますかですね。それと、利子等の考え方はどのような考え方をされているのか。

それとあと、この電子カルテの購入について、入札等を行うんでしょうけれども、その辺の選定ですとか、そういうのに関して設立団体がどのように関わっていくのか。

それと、リース契約とか、そういうことでやったほうが有利ではないかというふうに思われるんですけども、その辺の考え方を教えてください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 先ほども御説明いたしましたが、メディカルで資金の借入れをすることは単独でできませんので、公共団体の金融機構、メディカルの建物から、今まで機器の購入、全てそちらのほうから借入れを行って、設立団体が借入れを行って行うということになろうかと考えております。

利息については、今現在、借入れした場合には、今後変動があるかどうか、今現在の利率で言うと0.01%で借入れが可能だというように考えております。

それから、電子カルテの内容と契約の方向につきましては、今後メディカルとの話合いが持たれるということで、こういったもので第4期中期計画の中には、電子カルテが8年経過してOSのほうにもセキュリティーの更新が問題が発生しているよ、ですので購入したいんだという見積りをもったの計画を載せてあるもので、購入に関しての話合いについては今後の定例会で話し合われるものだと思っております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

ありがとうございます。

そうしますと、またこれから業者等の選定に入る、入札でしょうけれども、その方法はまだ決まっていないということと、それと3期の中期計画でもって5億4,500万円の計画になっていましたよね。これは既にもう貸し出しておられるんですかということ。

それとあと、先ほどの公共団体の金融機構っておっしゃった、そういう金融機関があるんですか。それに対しては、もう既に打診して貸してくれますよということになっているか、九十九里町とすると約3億からのお金を借金するわけですけども、そういう話合いがもう既にできているのかということですね。お願いします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 公共団体金融機構に関しましては、うちのほうからのアプローチといたしますか、申入れ等はまだ今現在行っておりません。今後のメディカルとの話合いの中で、金額等、入札方法等を決めた中で申込みをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） いいですね。

答弁漏れがありますか。答弁漏れあれば手を挙げて。

健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 前年度の3期の中期計画に載っております5億4,500万、こちらは医療の新たな診療所の開設に関わる購入費用として支出済みだと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 反対討論です。

議案第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期計画の認可について、反対討論を行います。

住民の健康と命を預かる医療は、採算性を求める独立行政法人化ではなく、国や県、自治体が責任を負うべきだと考えています。

理由として、まず1、議会の関与、チェックを後退させ、団体自治を形骸化させるおそれがある。

そして、2つ目、地方独立行政法人は、理事長など首長の任命となり、人事に関する議会の関与が排除され、また運営に関する関与も、3年から5年の中期目標の利用料の上限の認可や解散などに限定されています。

そして、3番目は、公共性を見地から、確実に実施されなければならない業務にもかかわらず、議会の関与が大きく後退することは、団体自治を旨とする地方自治の本旨をゆがめるおそれがあります。

そして、4番目、情報公開や住民監査などが保障されず、住民自治、住民参加が大きく後退するおそれが考えられます。

そして、5番目、情報の開示は努力規定であり、住民監査請求も規定されておらず、密室で首長、理事長が何でも好き放題にできるものになりかねません。

そして、6番目、このことは過去の第三セクターの乱脈経営の失敗でも証明されています。

そして、7番目、住民不在の経営は、新たな癒着、利権構造の温床となりかねず、自治体の公共性、公平性、安定性を損なうおそれがあります。まさに東金九十九里地域医療センターで起きた不正乱脈経営は、こうした中で起きた問題です。

よって、以上の理由により反対討論とします。

○議長（古川 徹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期計画の認可についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（古川 徹君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について、提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和4年3月31日付で任期満了となります橋本重夫氏の後任として、長野恵子氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。

長野氏は、長年にわたり自治体職員として勤務され、高齢者福祉行政等に携わり、住民福祉の向上に尽力されてこられ、希少な経験と知識をお持ちの方でございます。

また、明朗、誠実な人柄で、地域住民からの信頼も厚く、人権に関する識見も高く、人権擁護委員として適任であることから、法務大臣に対し推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前11時42分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時43分）

---

○議長（古川 徹君） お諮りいたします。

本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。暫時休憩します。

(午前 11 時 44 分)

---

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 44 分)

---

◎日程の追加

○議 長（古川 徹君） お諮りいたします。

ただいま町長大矢吉明君から、議案第 9 号 令和 3 年度九十九里町一般会計補正予算（第 9 号）が提出されました。

議案を配付いたします。

(議案配付)

○議 長（古川 徹君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（古川 徹君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第 1 議案第 9 号 令和 3 年度九十九里町一般会計補正予算（第 9 号）

○議 長（古川 徹君） 追加日程第 1、議案第 9 号 令和 3 年度九十九里町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

議案第 9 号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

この歳出のほうに関連しての質問なんですけれども、何か新聞等によると5万円を全部口座振込にするか、一部現金支出にするかは、何か自治体の任意に任せられるみたいなことをちょっと記憶であるんですが、本町では全額口座振込ということでよろしいのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうから、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のただいま報道で出ておる部分につきましては、来年の春3月以降に入学、卒業をされる方々に向けてということで、5万円を追加で交付する分の議論かと思えます。これにつきましては、当初の報道では自治体判断で現金可ということで報道があったのですが、実際には3日に国から県職員への説明会がございました。その内容を私も確認をいたしました。が、原則、国は基本的には現金給付を認めていない形になってございます。

細かい内容は、ちょっとこの場では正式なものではないので伏せさせていただきますが、当初私どもが想定していたより、春の部分については現金としてお配りをするというのは非常にハードルが高いという状況で、御案内のとおり、最近ちょっと報道で一部の自治体の首長さんが現金がいいということで要望しているという報道がされております。実は私どものほうでも現金として出せるようにしてくれないかということで、先般、県のほうには要望を差し上げたところでございます。

今回の補正予算につきましては、先行型ということで、一律5万円を口座に可能な限りプッシュ型で振り込むというための予算でございまして、御理解ください。お願いいたします。

○議長（古川 徹君） よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

この支給方法なんですけれども、申請等が必要なのか、そういうことについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

こちらのシステムにつきましては、児童手当を受給しておる方、すなわち中学生までの方でございます。この方につきましては申請が不要で、私どものほうで10月分の児童手当の振り込みをしたデータを基に、一応辞退をするかという意味確認をしますが、辞退の申出がなければ私どものほうから口座に振り込むというプッシュ型で行います。

中学生以上の高校生に該当する年齢の方々、あるいは公務員の方、この方については、私ども口座情報あるいは所得の情報を持っておりません。この方につきましては改めて申請が必要となるということで、この申請の通知につきましては、現在、国において補正予算の審議に入っております。この補正予算が可決されました後、通知を差し上げるということで、恐らく支給は1月の末から2月の中旬ぐらいになるんじゃないかということで、私どものほうでは検討してございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

今、浅岡議員が言ったことをちょっと質問しようと思ったんですけども、高校生が申請式になるんですね。今、分かりました。

先ほど課長のほうから、来春の5万円の給付の件、2日の日ですか、話があって現金給付は難しいようなことを言っていましたけれども、私たち聞いたときは各自治体にお任せというのを聞いているんですね。もし県のほうでまた話合いがあって各自治体にお任せすることができた場合は、本町としてはどのようなふうを考えていますでしょうか。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

クーポンあるいはインターネット上のサイトで買物をできるIDという方式を国のほうは推奨しております。ただ、本町におきましては、利便性を考慮しますと、住民の方々の声からも現金を望む方が多いというふうに私は個人的に考えておりますので、もし国のほうからそれが許容されるようなことがあれば、ぜひ現金の方向で検討したいなというふうに考えてございます。

これにつきましては、今後、逐次制度改正が行われて決定した後、また改めて検討ということですが、現在のところ、現金が可能であればその方向でいきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。日々、いろいろと変化があると思いますけれども、先般、私たちのほうも、各自治体に先ほど言ったようにお任せになっていました。お任せというか、自治体に任せるということをお聞きしております。私も保護者のほうからお聞きした中では、やはりクーポンだと使い勝手がということも言われておりまして、子供たちも現金のほうを望んでおるということも聞いておりますので、課長おっしゃるように、もしそのほうに各自治体に任せられるようなことがありましたら、そのような対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議 長（古川 徹君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時56分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長           古   川           徹

署 名 人           原   田   教   光

署 名 人           細   田   一   男